

第3期 田野畑村 子ども・子育て支援事業計画

令和7年度 ～ 令和11年度

**令和7年3月
田野畑村**

目 次

第 1 章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定方法	2
第 2 章 子どもと家庭を取り巻く状況	3
1. 統計データからみる状況	3
2. ニーズ調査結果からみる状況	12
3. 子どもと家庭を取り巻く状況の整理	25
第 3 章 計画の基本方向	26
1. 基本理念	26
2. 基本的視点	26
3. 基本目標	27
4. 施策の体系	28
第 4 章 施策の展開	29
基本目標 1 安心して子育てができる教育・保育サービスや支援の充実	29
基本目標 2 支援の必要な家庭を支える取り組みの充実	31
基本目標 3 地域における子育て支援・環境の充実	34
基本目標 4 ワーク・ライフ・バランスの推進	36
第 5 章 教育・保育等の量の見込みと確保方策	37
1. 教育・保育提供区域の設定	37
2. 教育・保育の量の見込みと確保方策	37
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	39
4. 子ども子育て支援給付に係る教育・保育の一体的な提供及び推進体制の確保	47
5. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	47
6. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携	47
7. 仕事と子育ての両立に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	47
8. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	48
第 6 章 計画の推進	49
1. 計画の推進体制	49
2. 計画の進捗管理	50

第 1 章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

わが国では、急速な少子化に対応するため、様々な子ども・子育て支援の取り組みを行ってきました。しかしながら、個人の価値観やライフスタイルの多様化、子育て世帯を取り巻く状況の変化により、少子化の進行には歯止めがかからず、様々な課題やニーズが表面化しています。特に近年は、核家族化や地域コミュニティの希薄化などにより、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化しています。また、共働き世帯の増加により保育ニーズも多様化しています。

国では、平成 24 年に「子ども・子育て関連 3 法」を制定し、平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」のもと、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させ、子どもが健やかに成長できる社会を目指してきました。

さらに、令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化を実施、令和 2 年 4 月から児童虐待防止対策の強化を図るなど、子どもの権利を守るための様々な取り組みを進めてきました。

また、子どもの貧困対策については、平成 26 年に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が令和 6 年に改正され、法律名が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められたほか、子どもの現在の貧困を解消するとともに、子どもの将来の貧困を防ぐための社会的な取り組みを推進することなど、法律の目的や基本理念が充実されています。

本村では、平成 27 年 3 月に「第 1 期田野畑村子ども・子育て支援事業計画」を、令和 2 年 3 月に「第 2 期田野畑村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、地域社会全体で子ども・子育てを支援する取り組みを進めてきました。

この度、令和 6 年度で第 2 期計画の計画期間が満了することから、「第 3 期田野畑村子ども・子育て支援事業計画（以下、「本計画」という。）」を策定し、引き続き子どもや子育て支援に関する取り組みを積極的に推進していきます。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。

また、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく市町村行動計画や、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律及びこどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱の趣旨を踏まえた、こどもの貧困の解消に向けた対策計画（市町村計画）としても位置付けており、上位計画である「田野畑村総合計画」と整合性を図りながら策定しています。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。定期的に進捗状況の検証を行い、社会情勢の変化などに応じて必要な見直しを行うこととします。

4. 計画の策定方法

(1) 住民のニーズ調査の実施

子育て中の家庭の現状とニーズを把握するため、就学前児童保護者と小学生児童保護者を対象として、令和6年9月に「田野畑村子ども・子育て支援事業計画策定のための保護者ニーズ調査」を実施しました。

調査対象	配付数	回答数	回答率
就学前児童の保護者	39	36	92.3%
小学生児童の保護者	79	66	83.5%

(2) 「田野畑村子ども・子育て会議」の開催

計画の策定にあたり、子育てを行っている当事者等（児童福祉関係者、教育関係者、福祉関係者等）を委員として構成する、「田野畑村子ども・子育て会議」を開催し、計画の内容について審議しました。

第 2 章 子どもと家庭を取り巻く状況

1. 統計データからみる状況

(1) 人口の状況

①総人口と年齢構成別人口の推移

田野畑村の人口は、令和 2 年に 3,059 人となっています。平成 7 年は 4,806 人であり、この間に 1,747 人減少しています。

<年齢構造の動向>

・年少人口（0～14 歳）

年少人口は令和 2 年に 317 人であり、平成 7 年の 840 人と比較すると 523 人減少しました。総人口に占める割合は、17.5%から 10.4%と 7.1 ポイント減少しました。

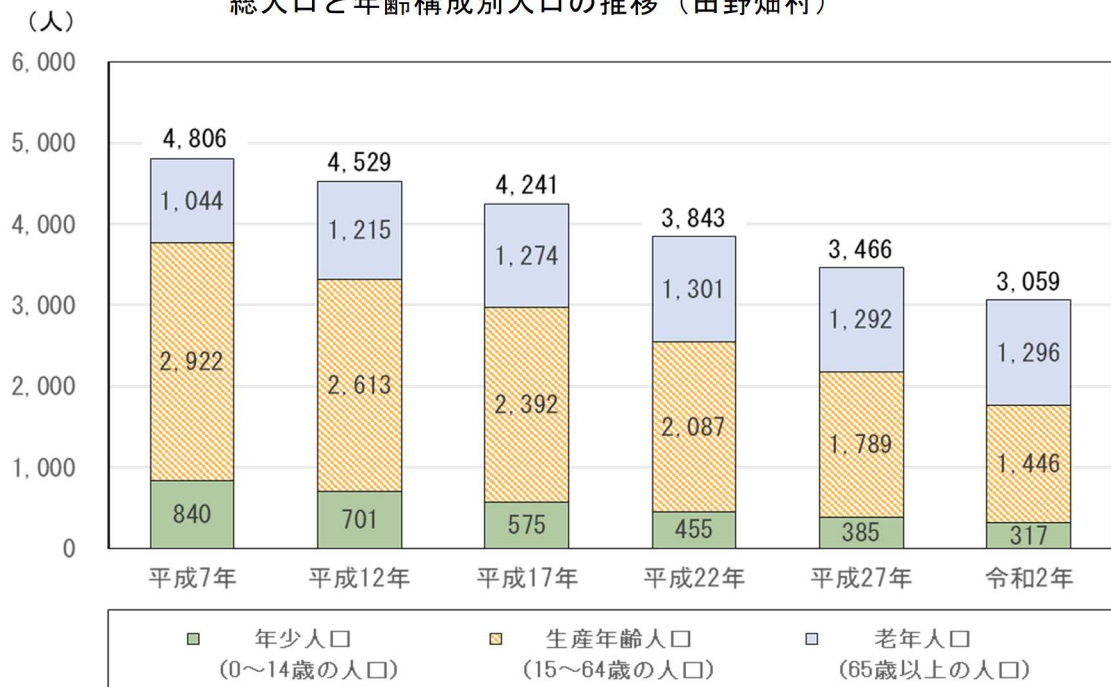
・生産年齢人口（15 歳～64 歳）

生産年齢人口は令和 2 年に 1,446 人であり、平成 7 年の 2,922 人と比較すると 1,476 人減少しました。総人口に占める割合は、60.8%から 47.3%と 13.5 ポイント減少しました。

・老年人口（65 歳以上）

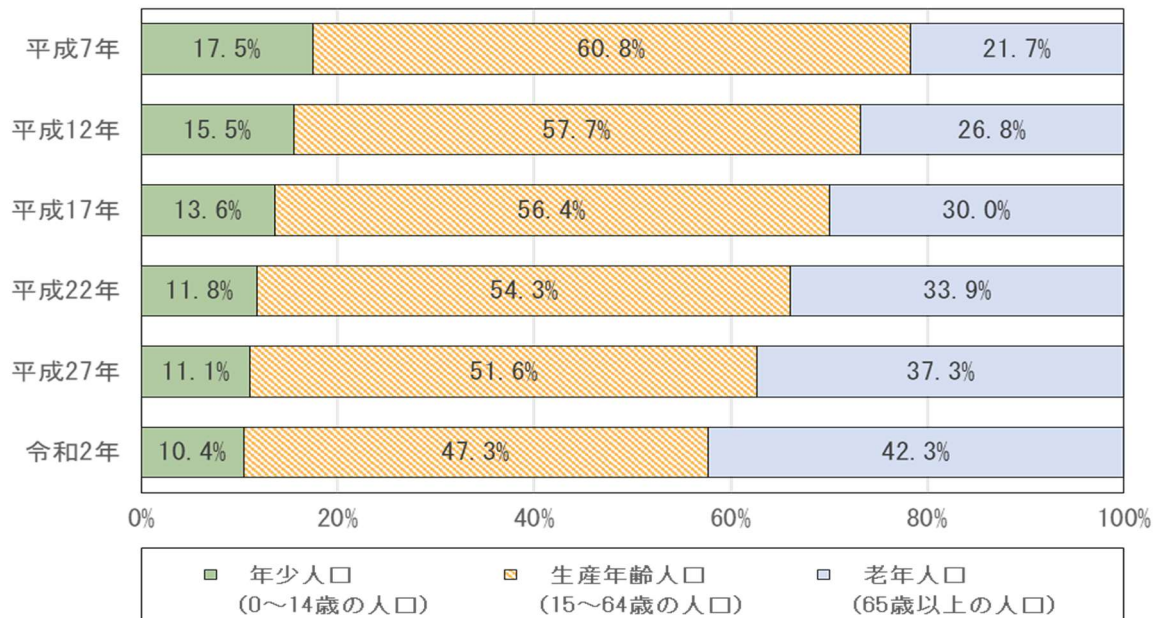
老年人口は令和 2 年に 1,296 人であり、平成 7 年の 1,044 人と比較すると 252 人増加しました。総人口に占める割合は、21.7%から 42.3%と 20.6 ポイント増加しています。

総人口と年齢構成別人口の推移（田野畑村）



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

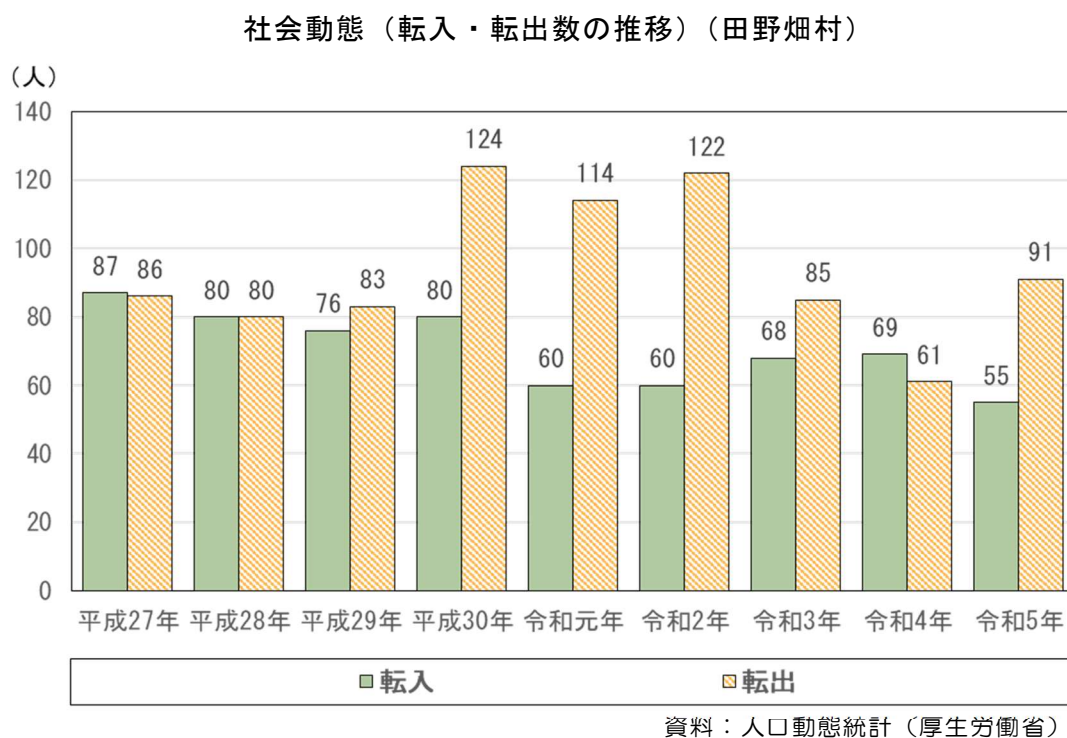
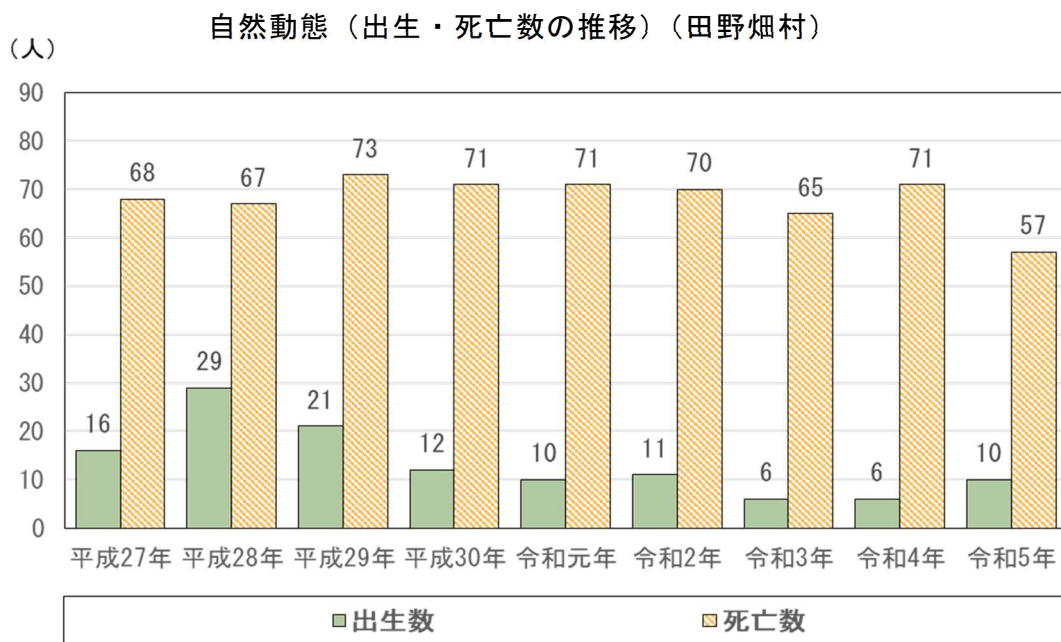
年齢構成別人口の構成比の推移（田野畑村）



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

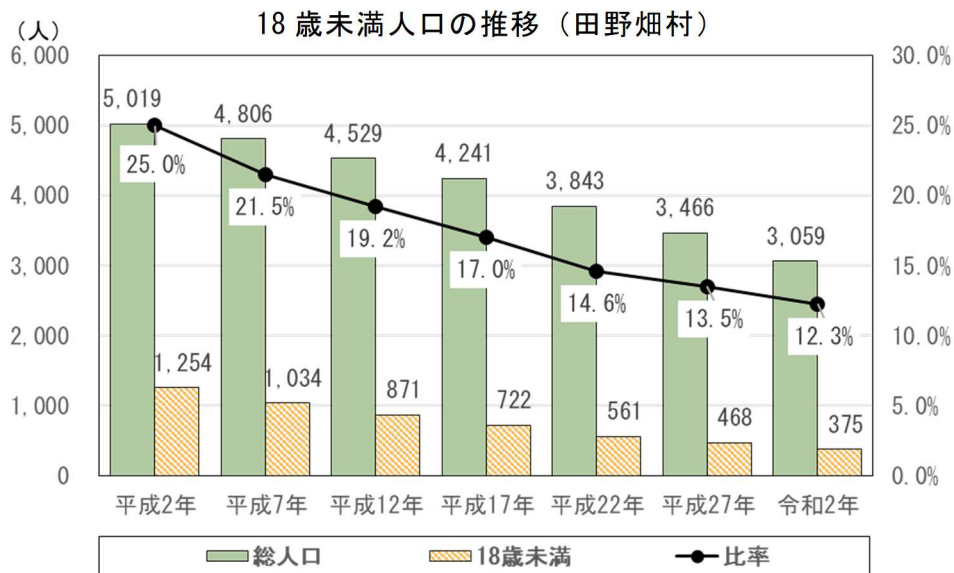
②人口動態の推移

平成27年から令和5年までの人口動態を見ると、出生数及び死亡数では各年で死亡数が出生数を上回る自然減が続いています。また、転出数及び転入数を見ると、平成29年以降は、令和4年を除いて転出数が多くなり、社会減の状態が続いています。



③ 18 歳未満人口の推移

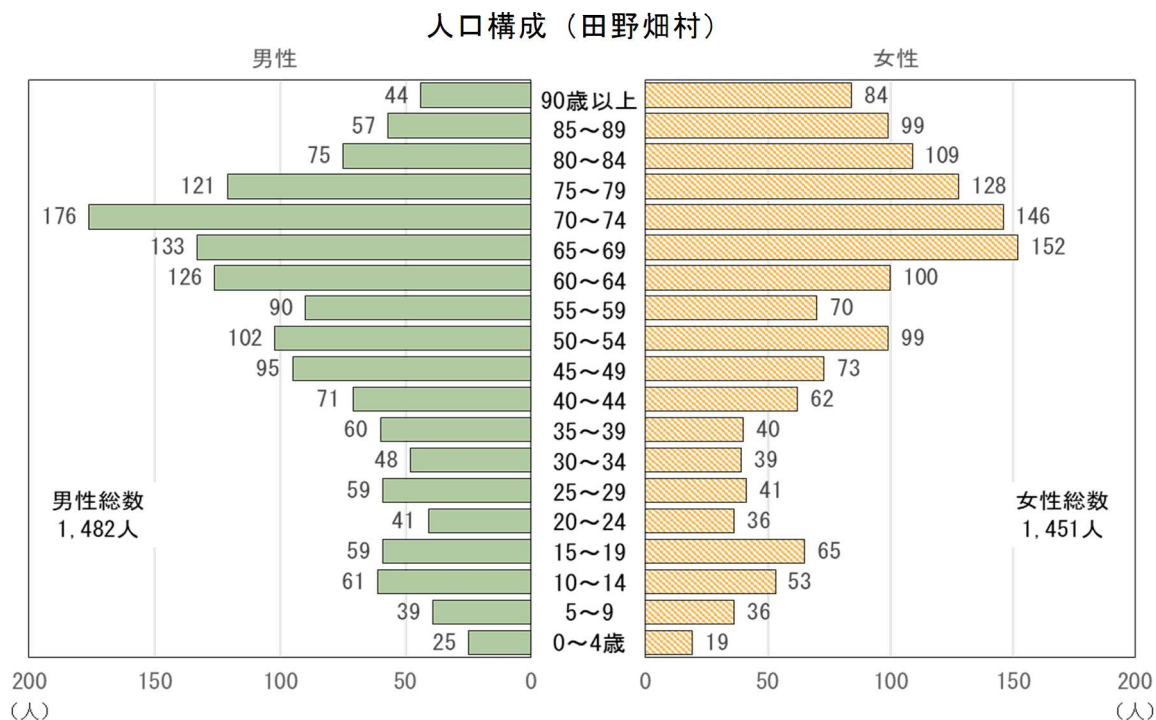
18 歳未満の人口の推移を見ると、平成 2 年の 1,254 人から令和 2 年には 375 人と減少し、総人口に占める比率も 25.0%から 12.3%と減少しています。



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

④人口構成

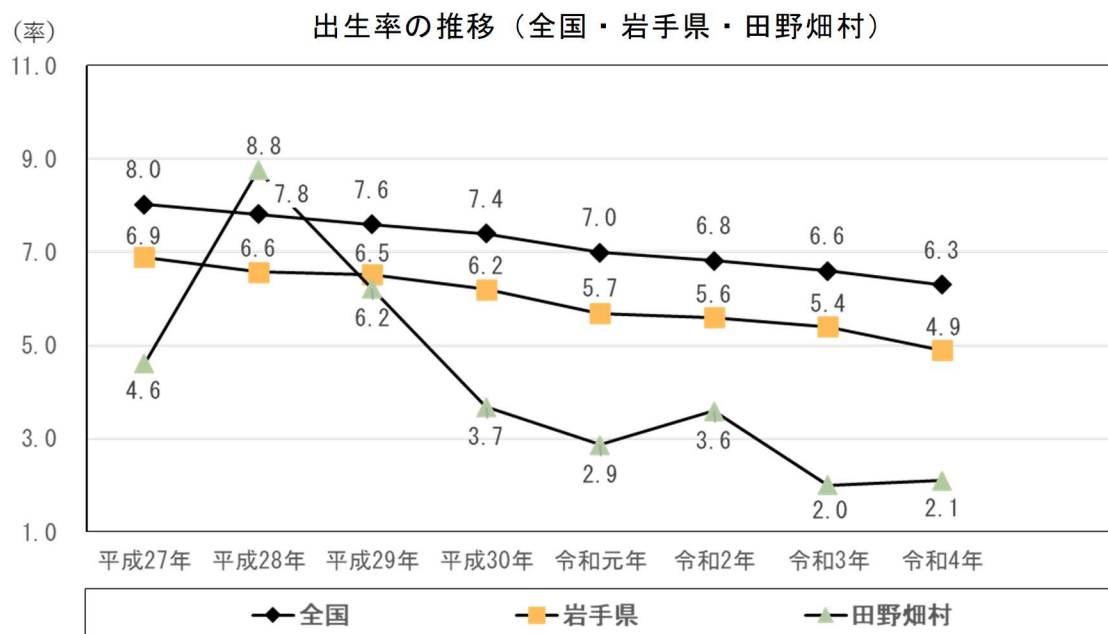
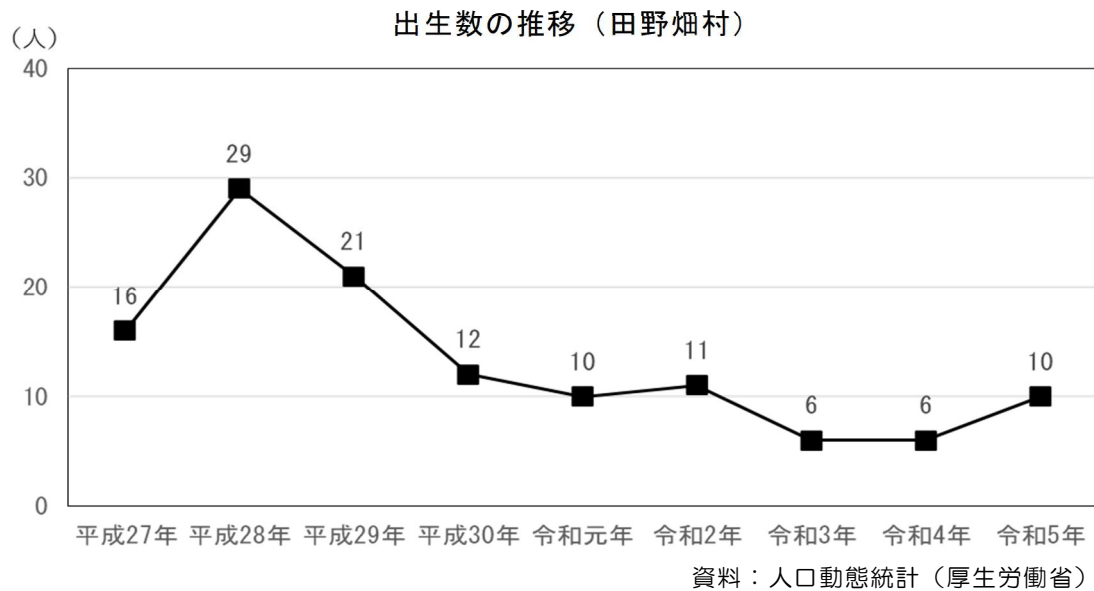
男性は 70～74 歳が、女性は 65～69 歳の年齢層が最も多くなっています。
一方、男性女性ともに 0～4 歳が最も少なく、5～9 歳が続いています。



資料：住民基本台帳（令和 6 年 4 月 1 日現在）

⑤出生数・出生率の推移

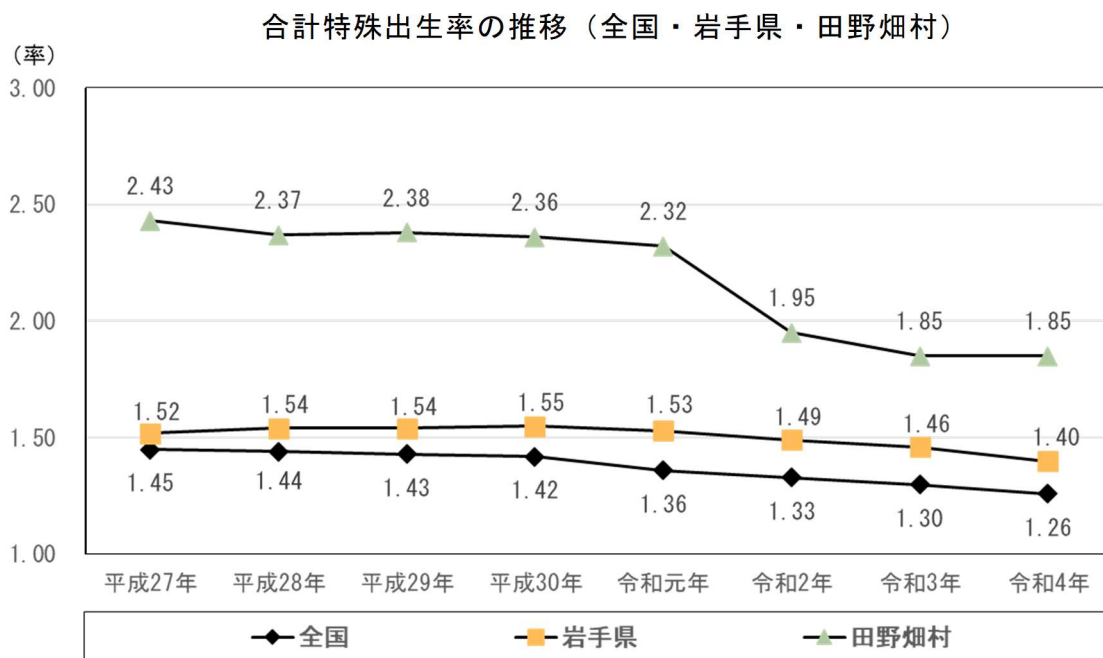
出生数は、平成 28 年は 29 人でしたが、令和 5 年には 10 人となっています。また、出生率は平成 29 年以降すべての年において、全国および岩手県の水準に比べて低くなっています。



出生率とは、当該年における「出生数/総人口」に 1,000 をかけたものである（人口千人対）

⑥合計特殊出生率の推移

本村の合計特殊出生率は、令和 2 年以降 2.00 を下回る減少傾向にあり、令和 4 年は 1.85 となっています。岩手県も同様に令和元年以降は減少傾向にあります。なお、国の人口を維持できる合計特殊出生率の水準は 2.07 とされています。



資料：全国は人口動態統計、岩手県・田野畑村は保健福祉年報

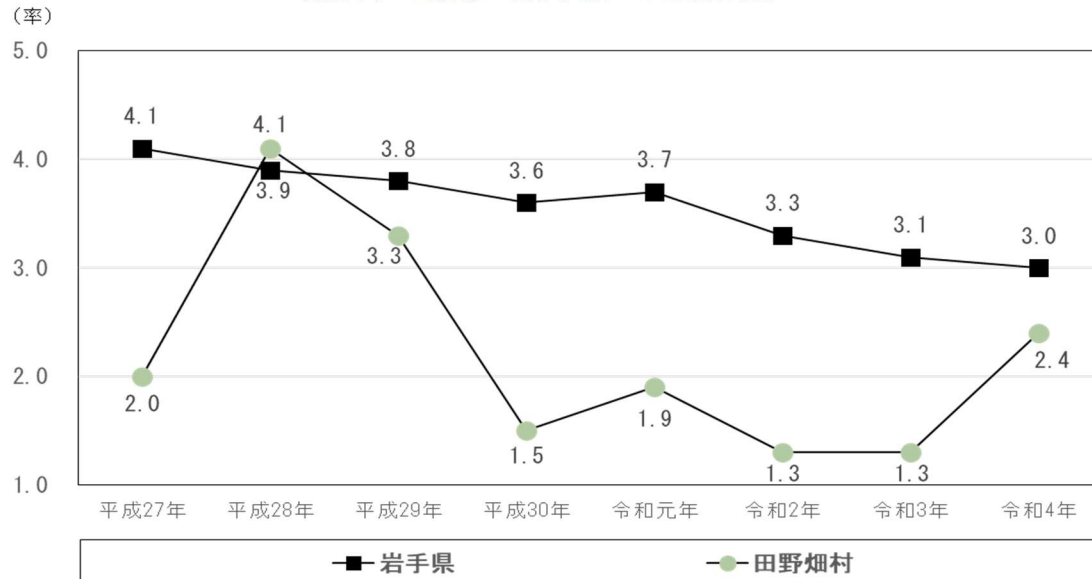
合計特殊出生率（期間合計特殊出生率）とは、その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

（２）婚姻率・離婚率の推移

本村の婚姻率を見ると、令和２年および令和３年の１.３を最低とし、令和４年は２.４と、やや上昇傾向にあります。

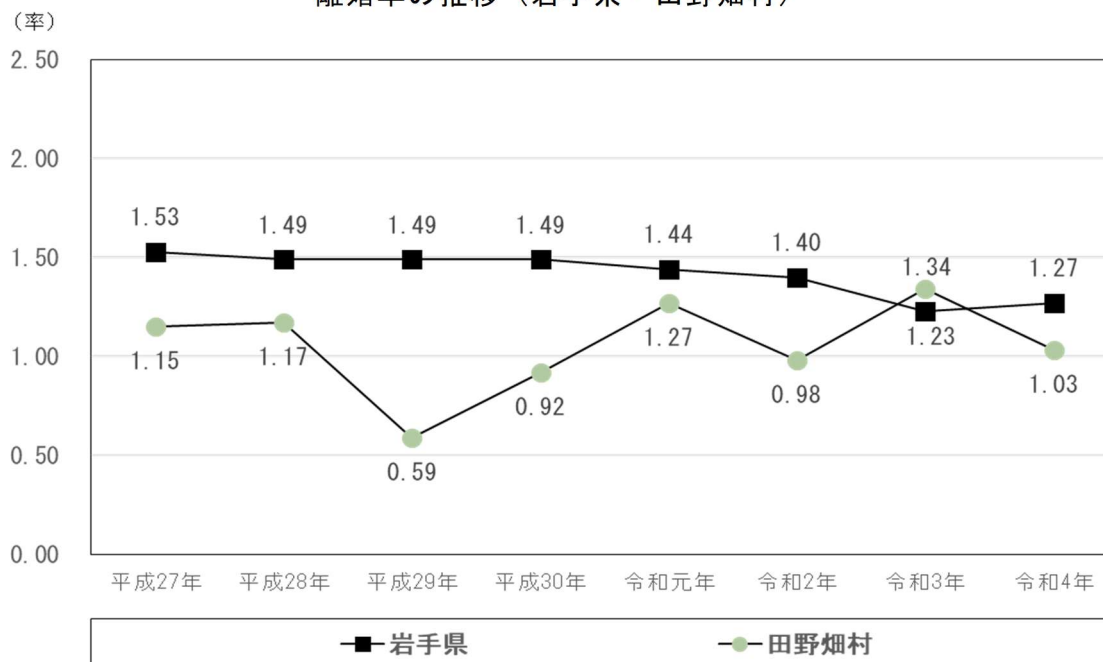
一方、離婚率は平成２９年の０.５９が最低となっています。

婚姻率の推移（岩手県・田野畑村）



資料：人口動態統計（厚生労働省）

離婚率の推移（岩手県・田野畑村）



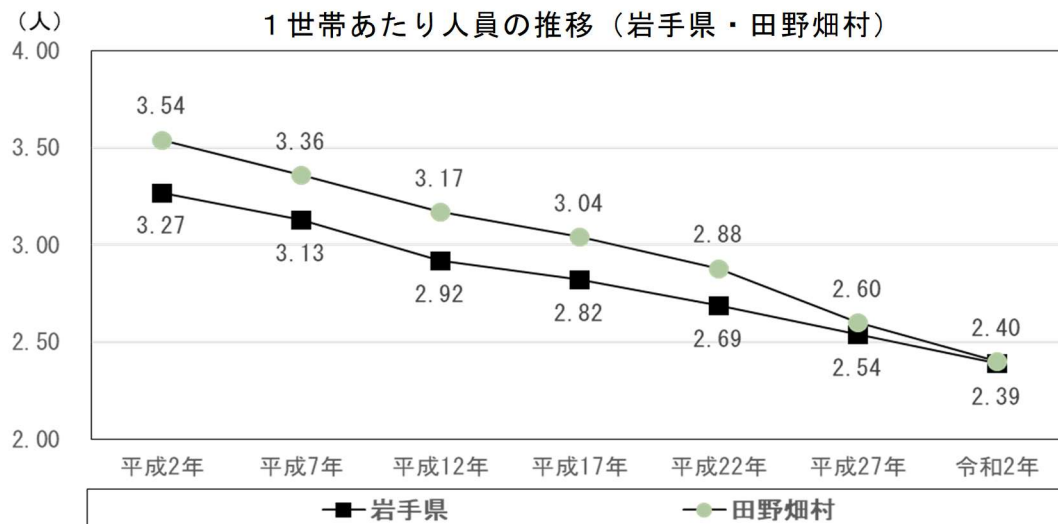
資料：人口動態統計（厚生労働省）

(3) 世帯の状況

① 1世帯あたり人員の推移

1世帯あたり人員の推移を見ると、平成2年に3.54人でしたが各年で減少し令和2年には2.40人となっています。

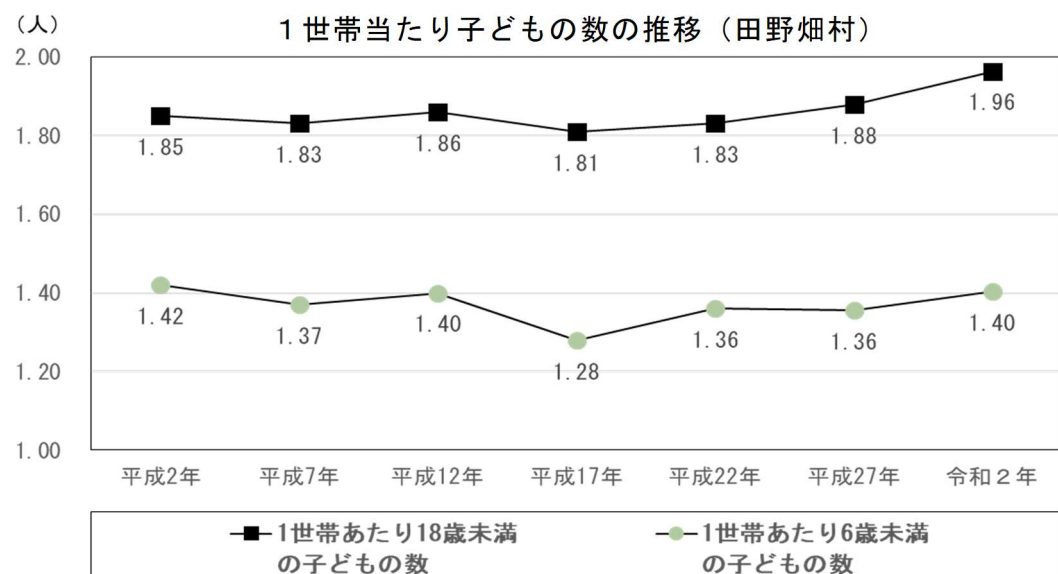
なお、本村は岩手県の1世帯あたり人員よりも各年で多く推移していますが、その差は年々少なくなっています。



資料：国勢調査（各年10月1日）

② 1世帯あたりの子どもの数の推移

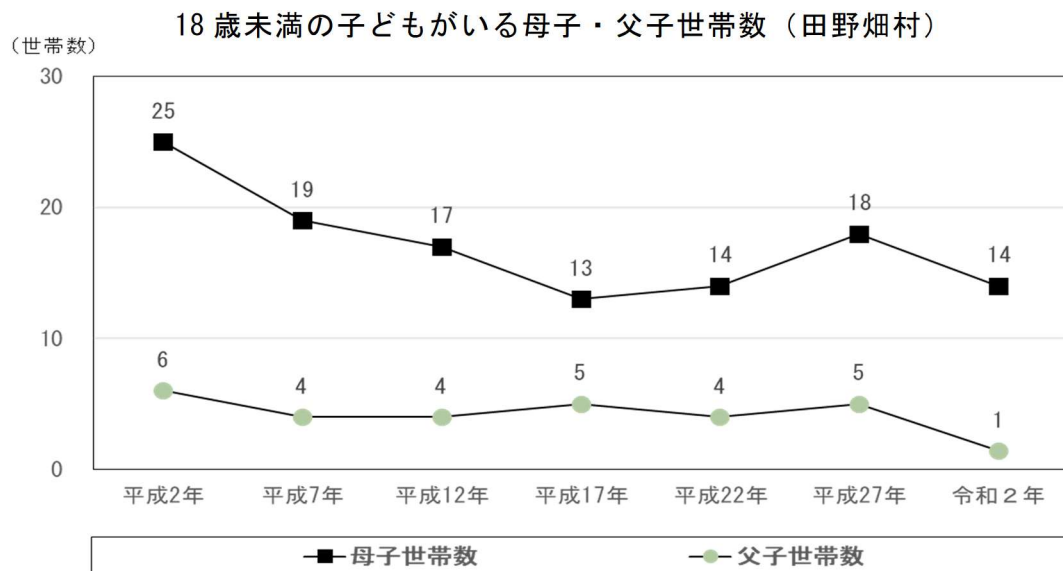
1世帯あたり18歳未満の子ども数は平成17年以降上昇傾向にあり、令和2年は1.96人となっています。6歳未満の子ども数も同様に、平成17年以降上昇傾向にあり、令和2年は1.40人となっています。



資料：国勢調査（各年10月1日）

③母子・父子世帯の推移

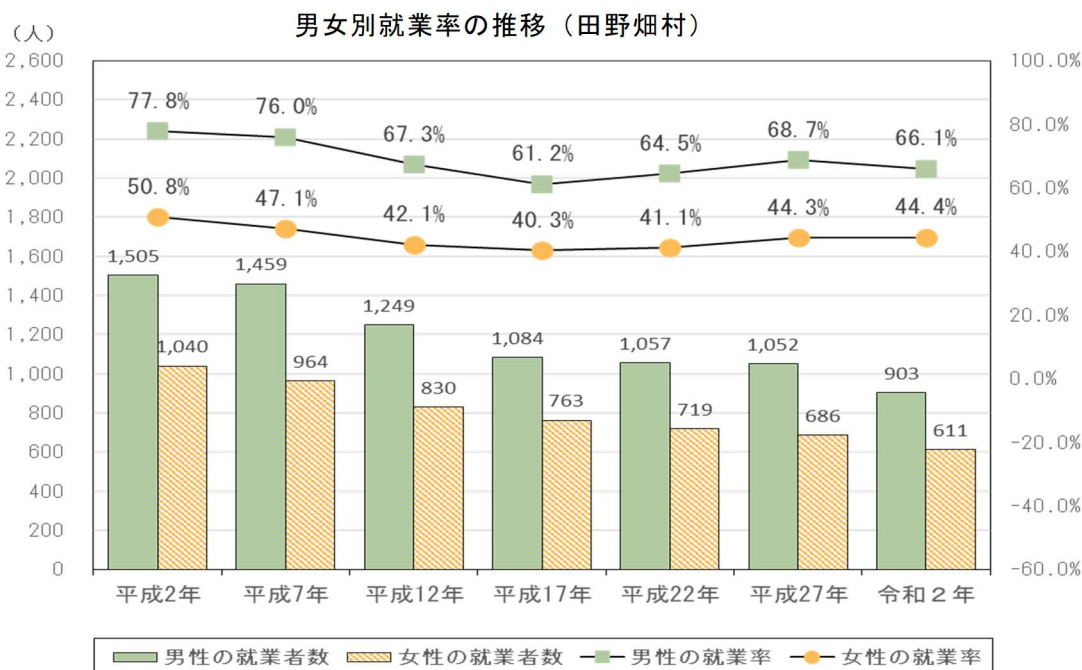
母子世帯は平成2年に25世帯となっていますが、平成7年以降は10世帯台で推移しています。父子世帯は令和2年に1世帯に減少しています。



資料：国勢調査（各年10月1日）

（４）男女別就業率の推移

男女ともに就業者数は減少傾向にあります。就業率については平成17年以降に回復傾向が見られますが、男性の就業率は令和2年に減少に転じています。



資料：国勢調査（各年10月1日）

2. ニーズ調査結果からみる状況

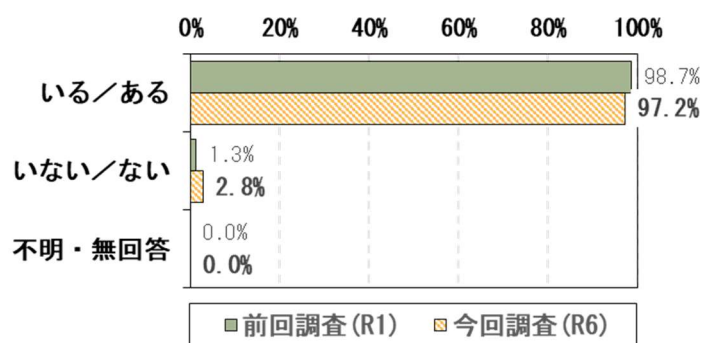
本計画の策定に向けて、住民の子育てに関する生活実態や要望・意見などを把握するために就学前児童を持つ保護者及び就学児童を持つ保護者を対象にニーズ調査を実施しました。

(1) 子育てを気軽に相談できる人（場所）の有無

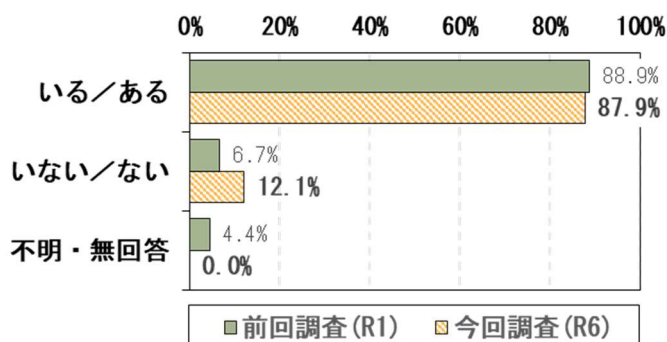
就学前児童調査、小学生児童調査ともに「いる／ある」の割合が高くなっています。
前回調査と比較すると、「いない／ない」の割合が増加傾向にあります。

(就学前児童は 1.5%増、小学生児童は 5.4%増)

【就学前児童調査】



【小学生児童調査】



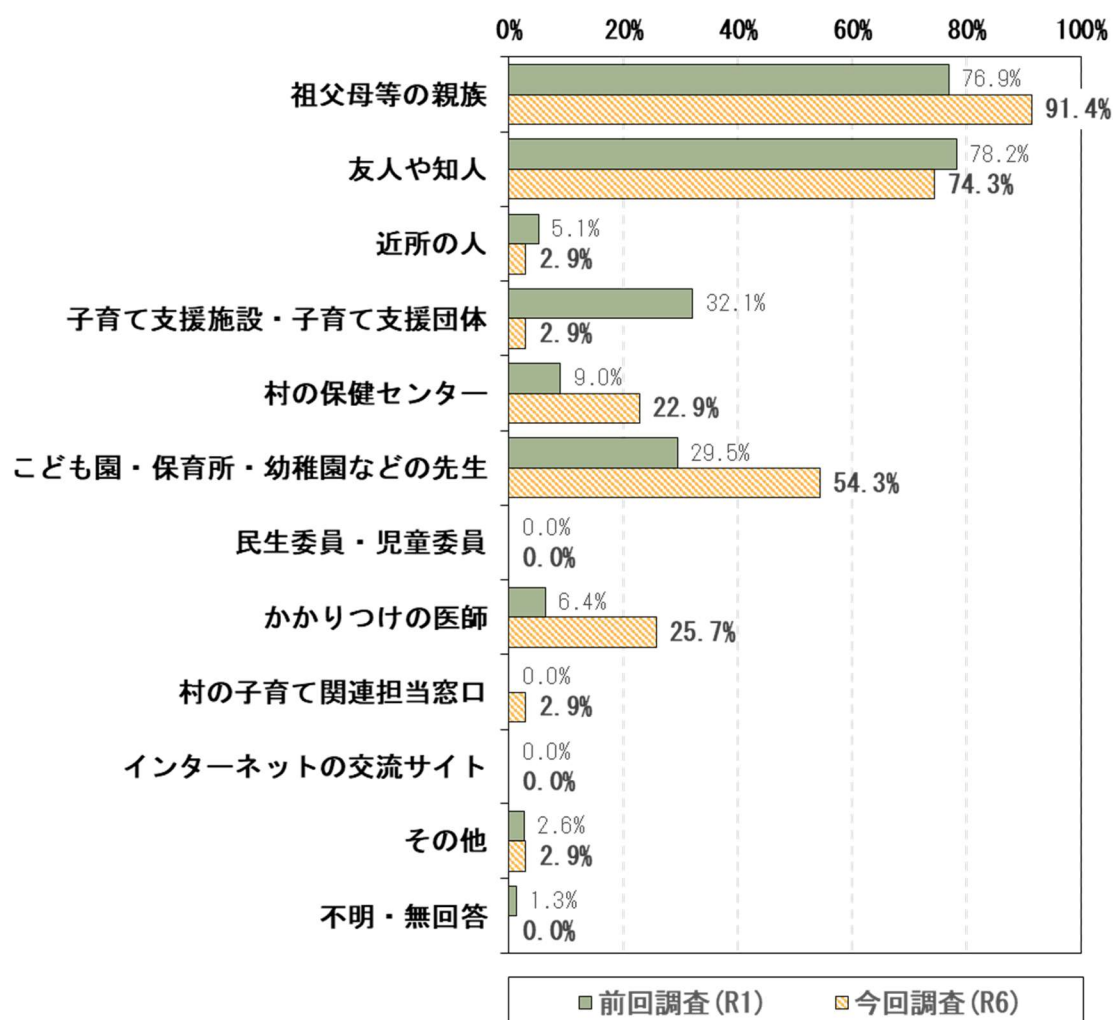
（２）子育てを気軽に相談できる人（場所）

就学前児童調査、小学生児童調査ともに「祖父母等の親族」が１位、「友人や知人」が２位となっています。

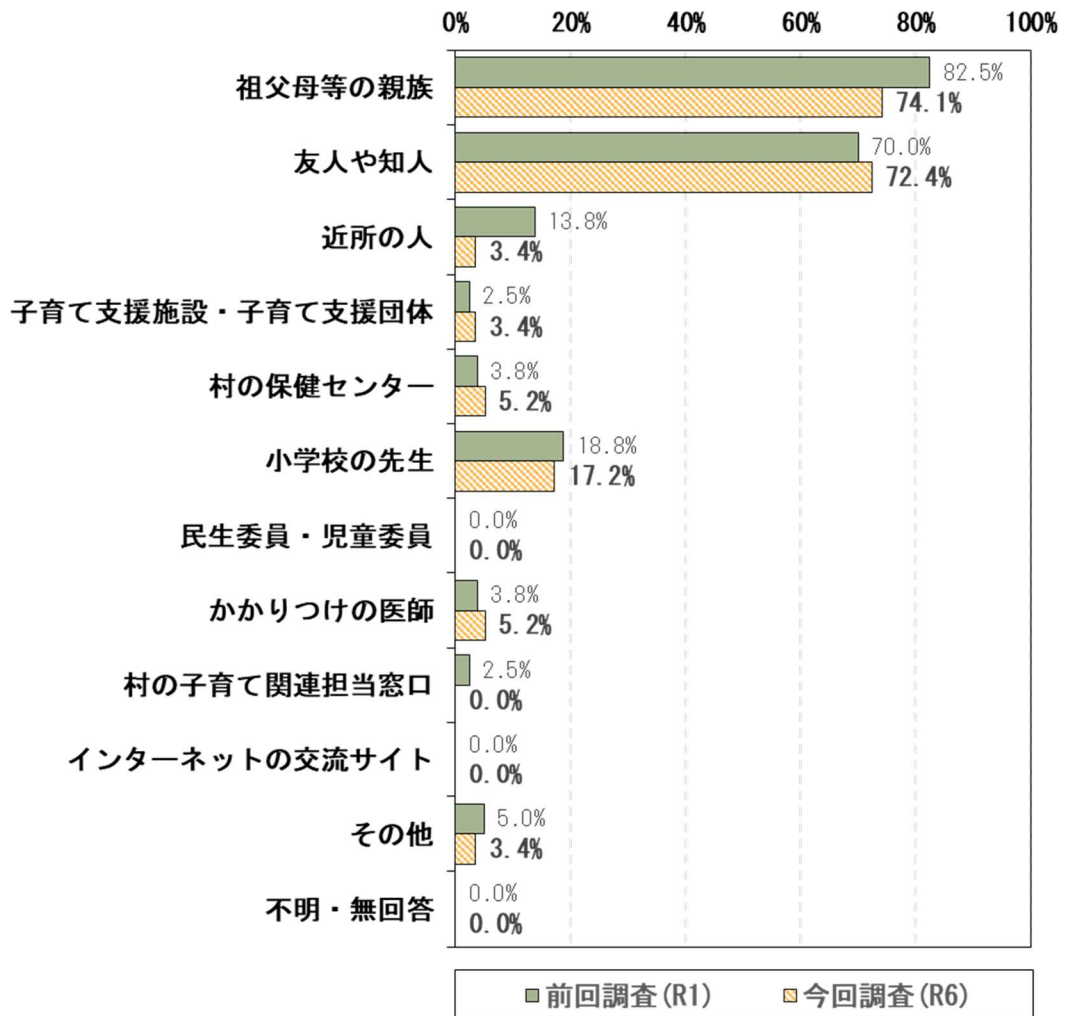
就学前児童調査については、前回調査と比較すると「こども園・保育所・幼稚園などの先生」の伸び率が最も高くなっています。（23.3%増）

小学生児童調査については、前回調査と比較すると「友人や知人」の伸び率が最も高くなっています。（2.4%増）

【就学前児童調査】



【小学生児童調査】

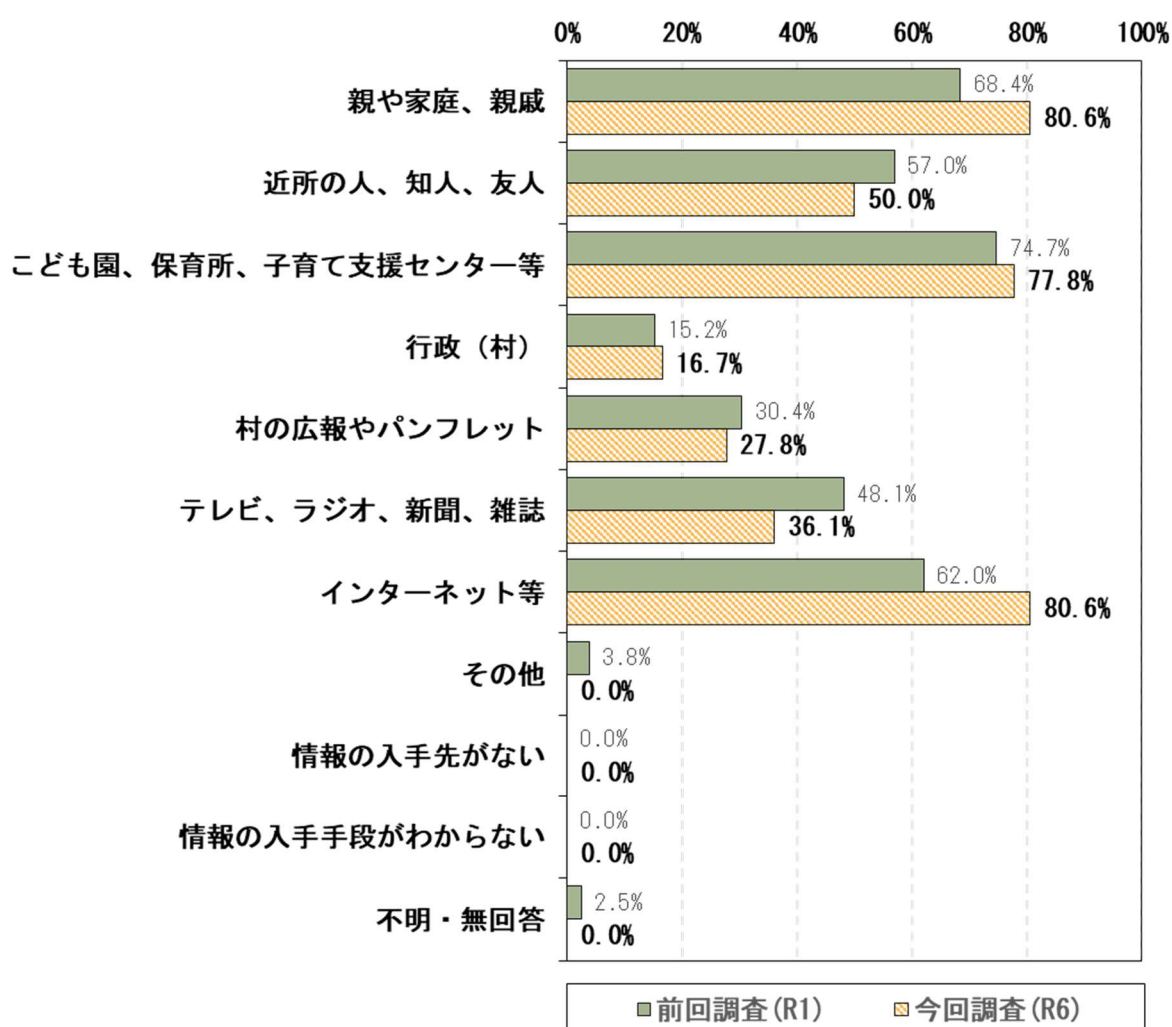


(3) 子育て情報の入手方法

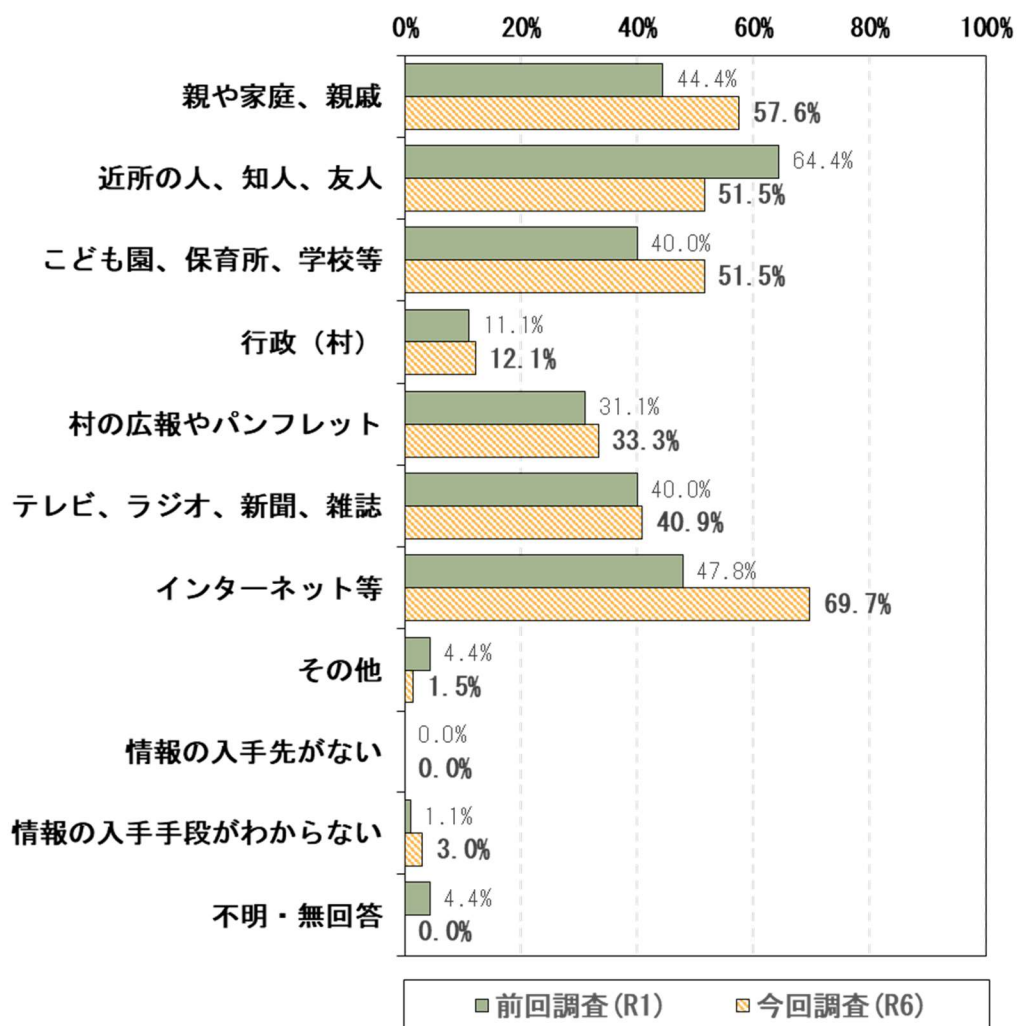
就学前児童調査では、「親や家庭、親戚」「インターネット等」が1位で80.6%、小学生児童調査では、「インターネット等」が1位で69.7%となっています。

前回調査と比較すると、就学前児童調査、小学生児童調査ともに「インターネット等」の伸び率が最も高くなっています。(就学前児童は18.6%増、小学生児童は21.9%増)

【就学前児童調査】



【小学生児童調査】



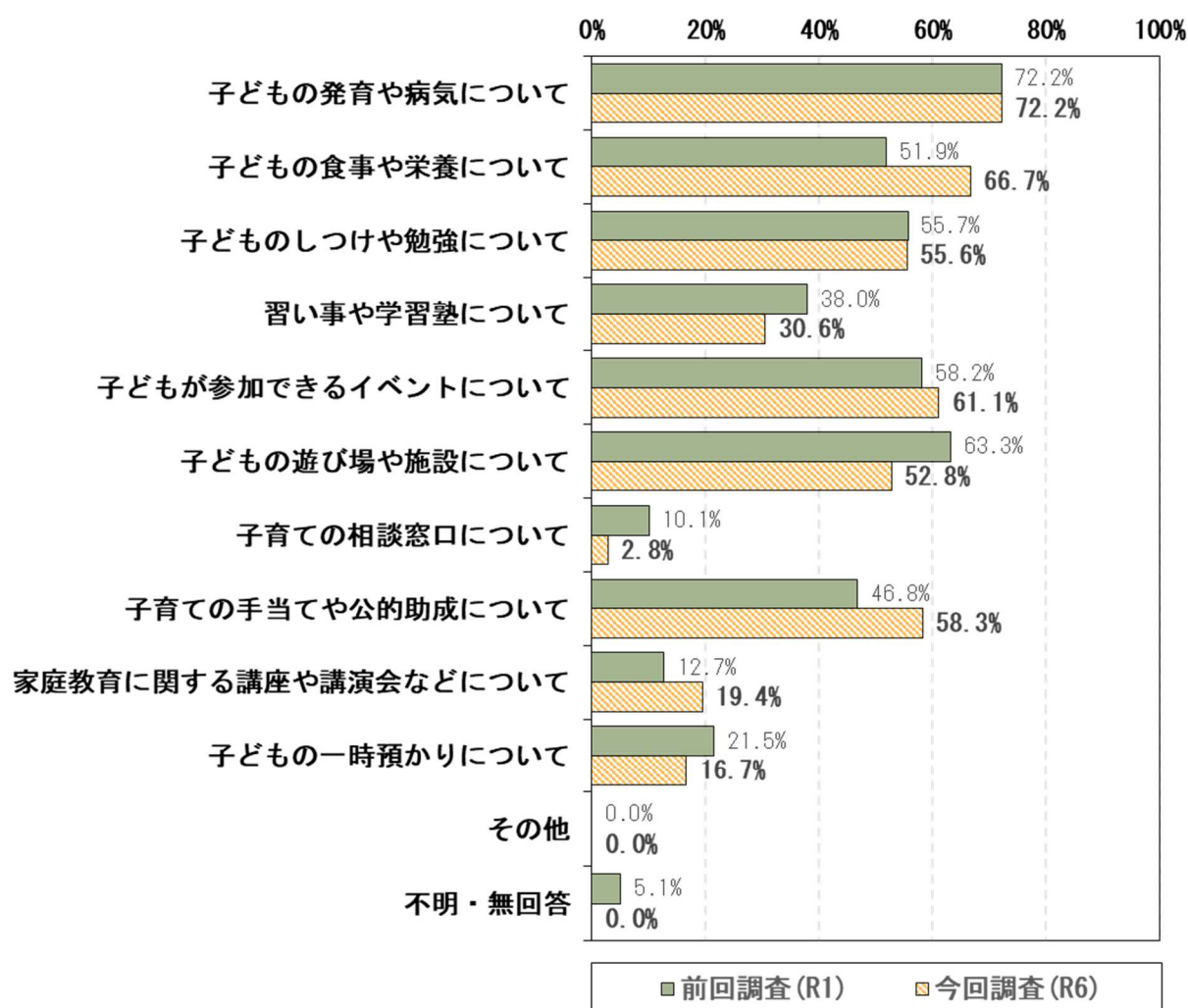
(4) 知りたい子育て情報

就学前児童調査では、「子どもの発育や病気について」が1位で72.2%、小学生児童調査では、「子どもが参加できるイベントについて」「子どもの遊び場や施設について」が1位で39.4%となっています。

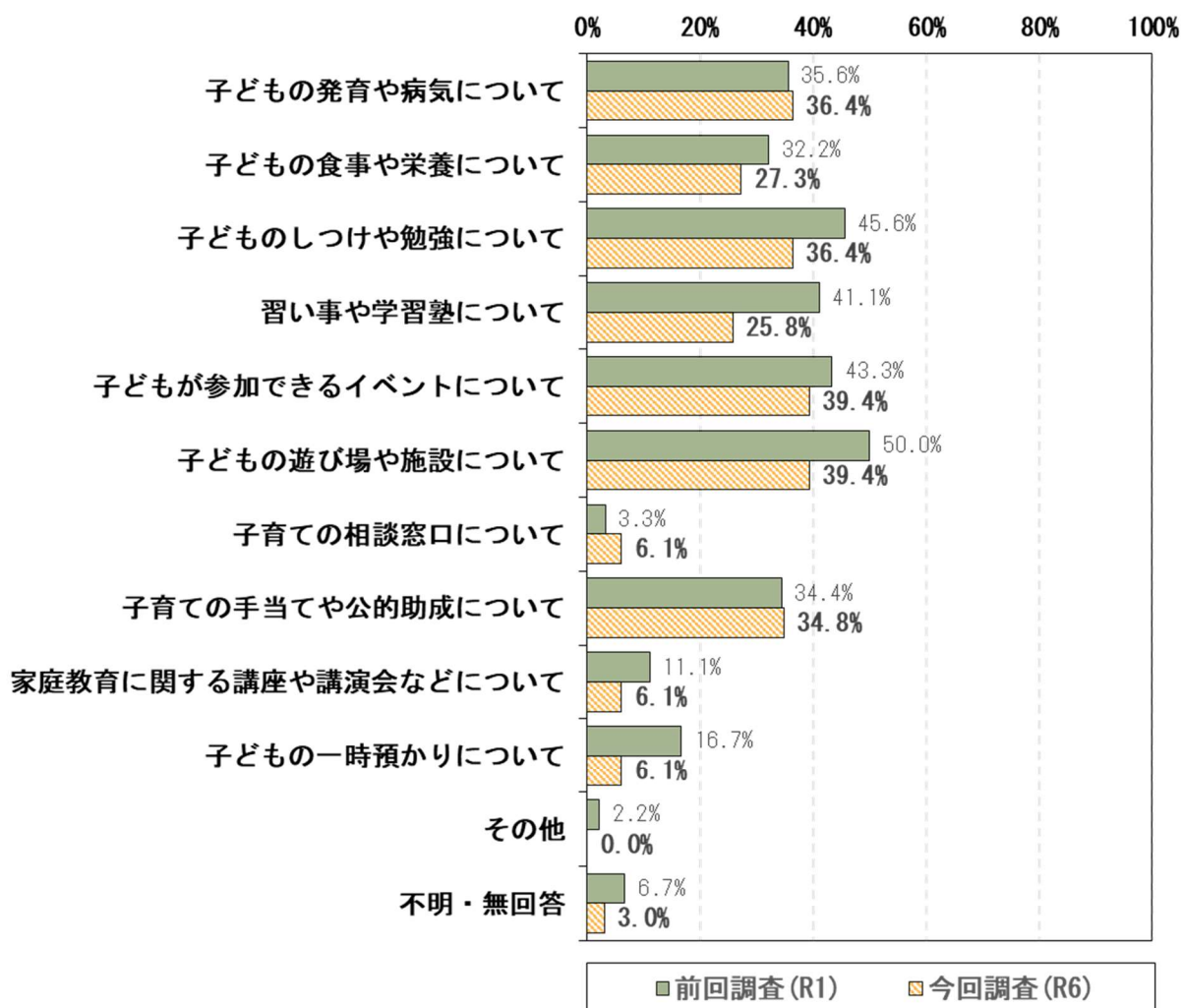
就学前児童調査については、前回調査と比較すると「子どもの食事や栄養について」の伸び率が最も高くなっています。(14.8%増)

小学生児童調査については、前回調査の割合を下回っている項目が多くなっています。

【就学前児童調査】



【小学生児童調査】



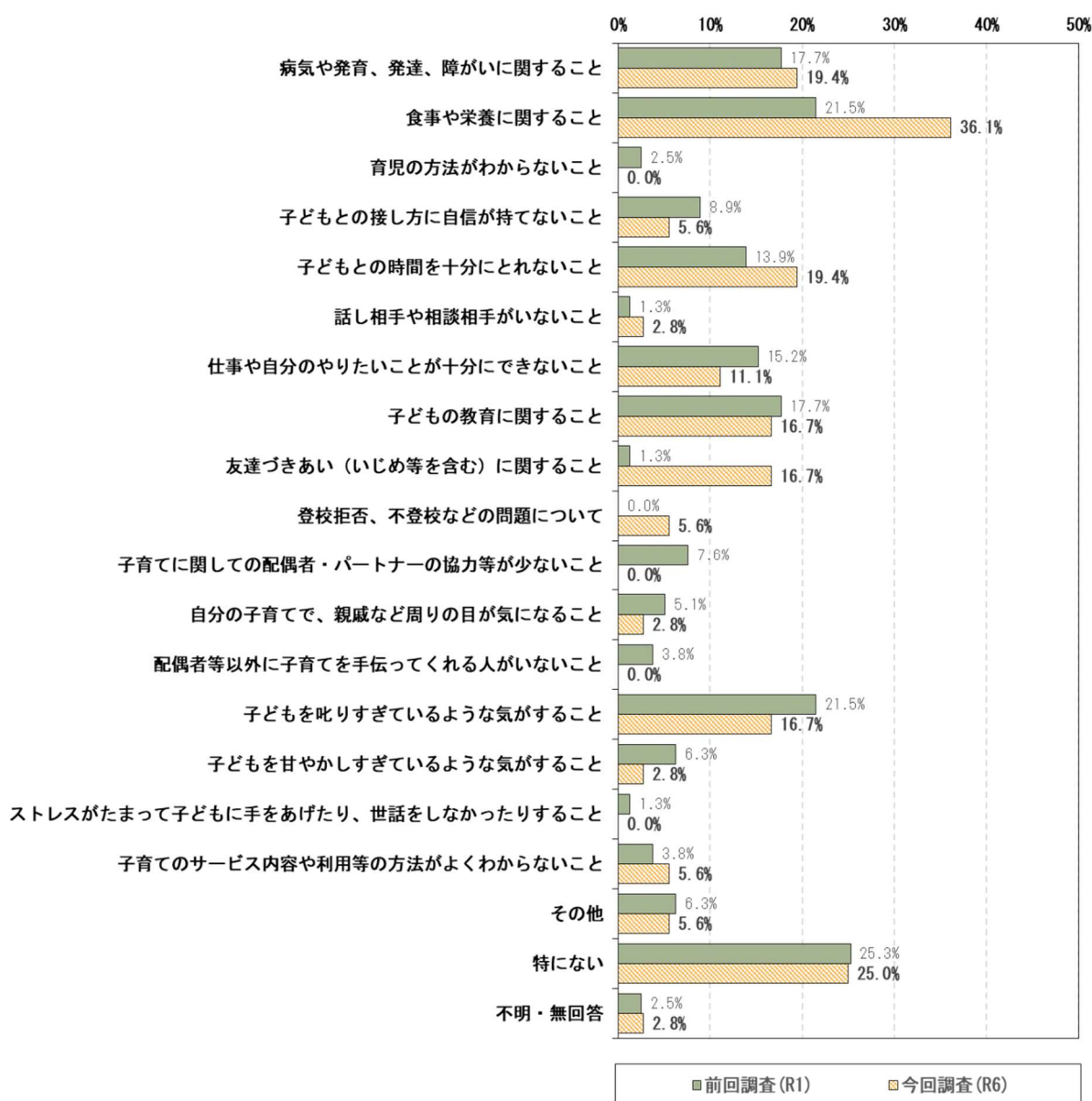
（５）子育てに関して悩んでいること

就学前児童調査では、「食事や栄養に関すること」が１位で 36.1%、小学生児童調査では、「特にない」が１位で 33.3%となっています。

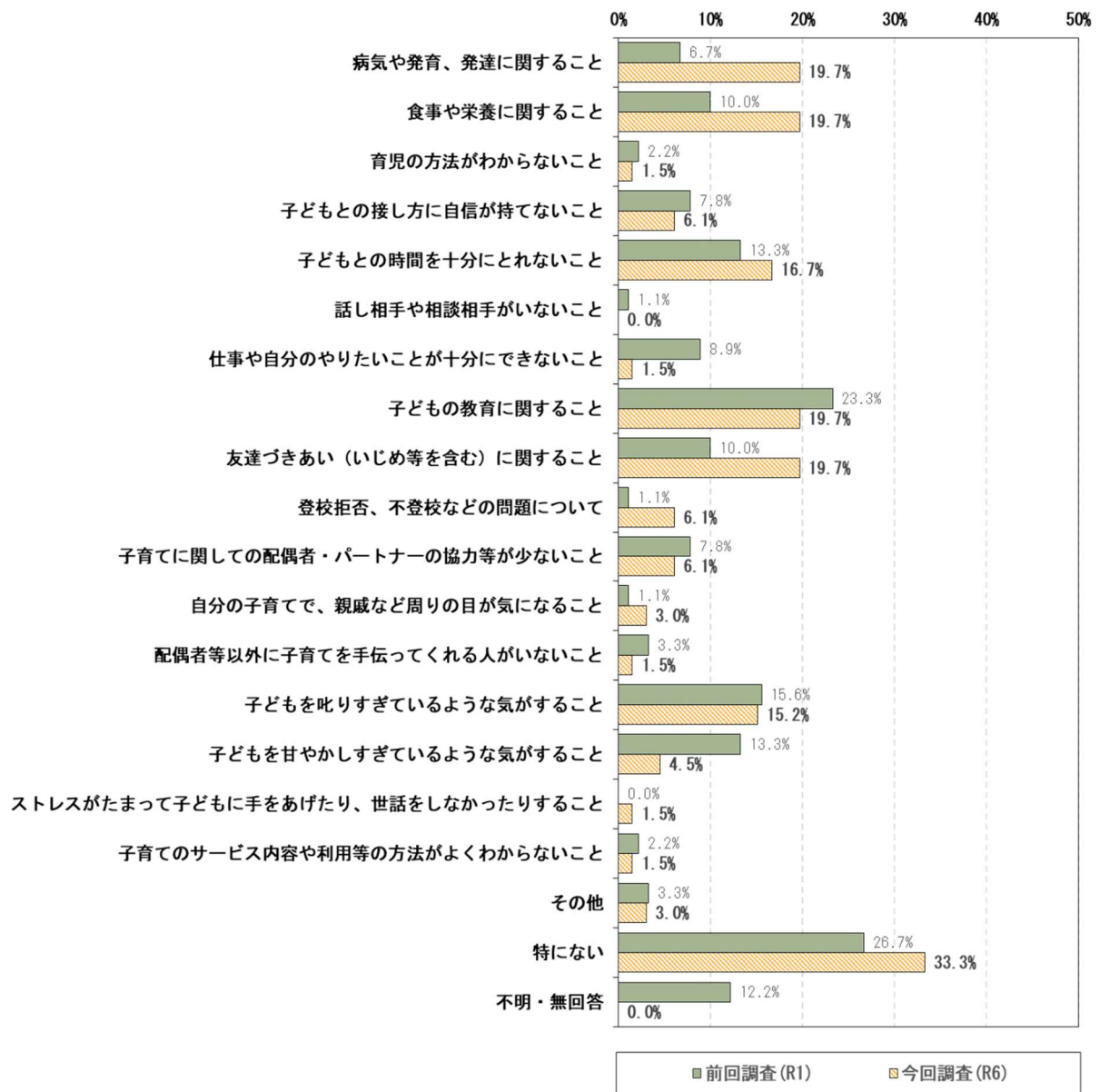
就学前児童調査については、前回調査と比較すると「友達づきあい（いじめ等を含む）に関すること」の伸び率が最も高くなっています。（15.4%増）

小学生児童調査については、前回調査と比較すると「病気や発育、発達に関すること」の伸び率が最も高くなっています。（13%増）

【就学前児童調査】



【小学生児童調査】

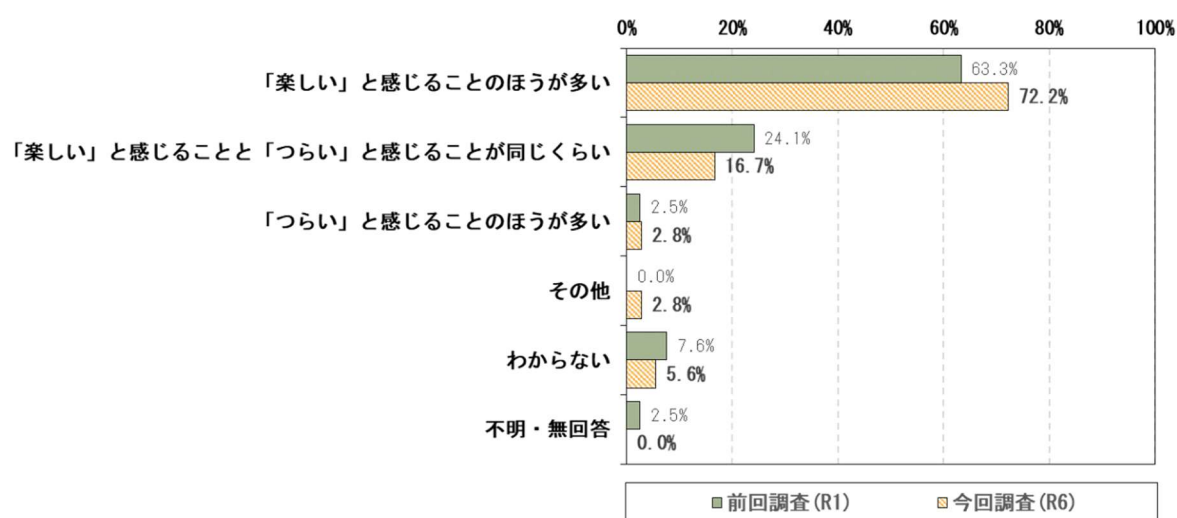


(6) 子育ての状況

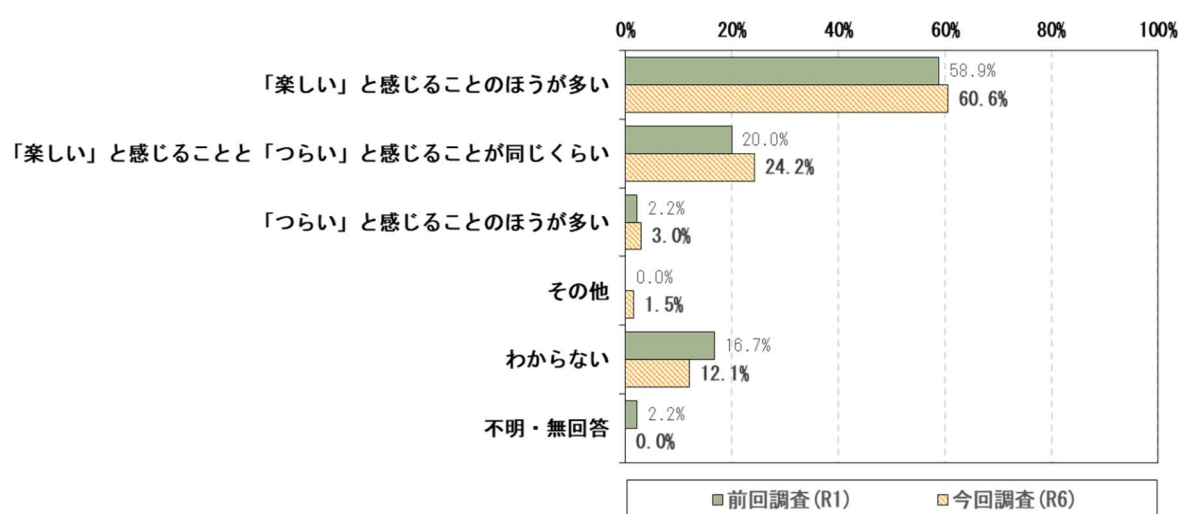
「つらい」の割合は、就学前児童調査が 2.8%、小学生児童調査が 3.0%となっています。

前回調査と比較すると、就学前児童調査、小学生児童調査ともに「楽しい」の割合は増加していますが、「つらい」の割合も微増となっています。

【就学前児童調査】



【小学生児童調査】

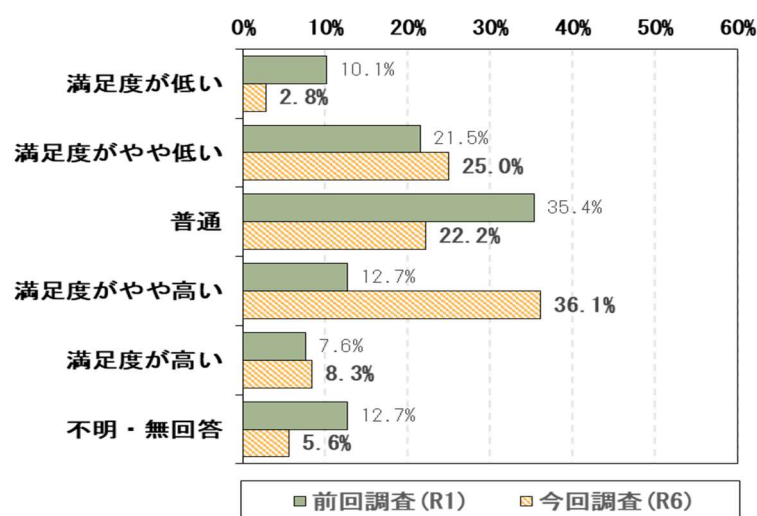


(7) 子育て環境や支援の満足度

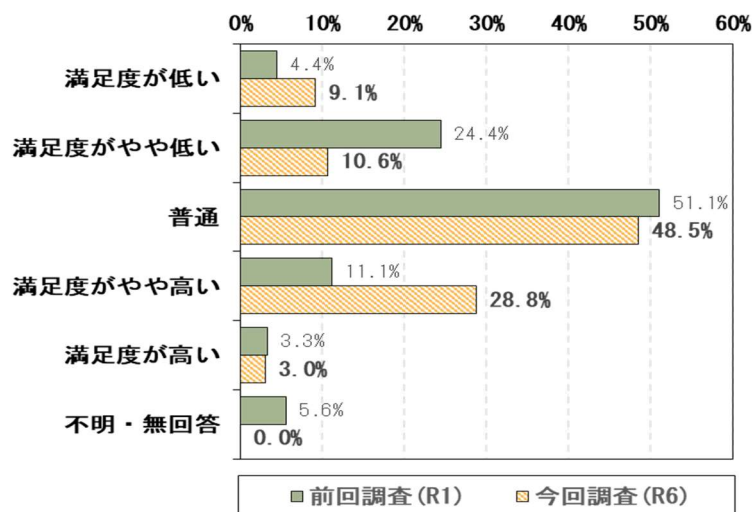
満足（「満足度が高い」＋「満足度がやや高い」）は、就学前児童調査が44.4%、小学生児童調査が31.8%となっています。

前回調査と比較すると、就学前児童調査、小学生児童調査ともに「満足度がやや高い」の伸び率が最も高くなっています。（就学前児童は23.4%増、小学生児童は17.7%増）

【就学前児童調査】



【小学生児童調査】

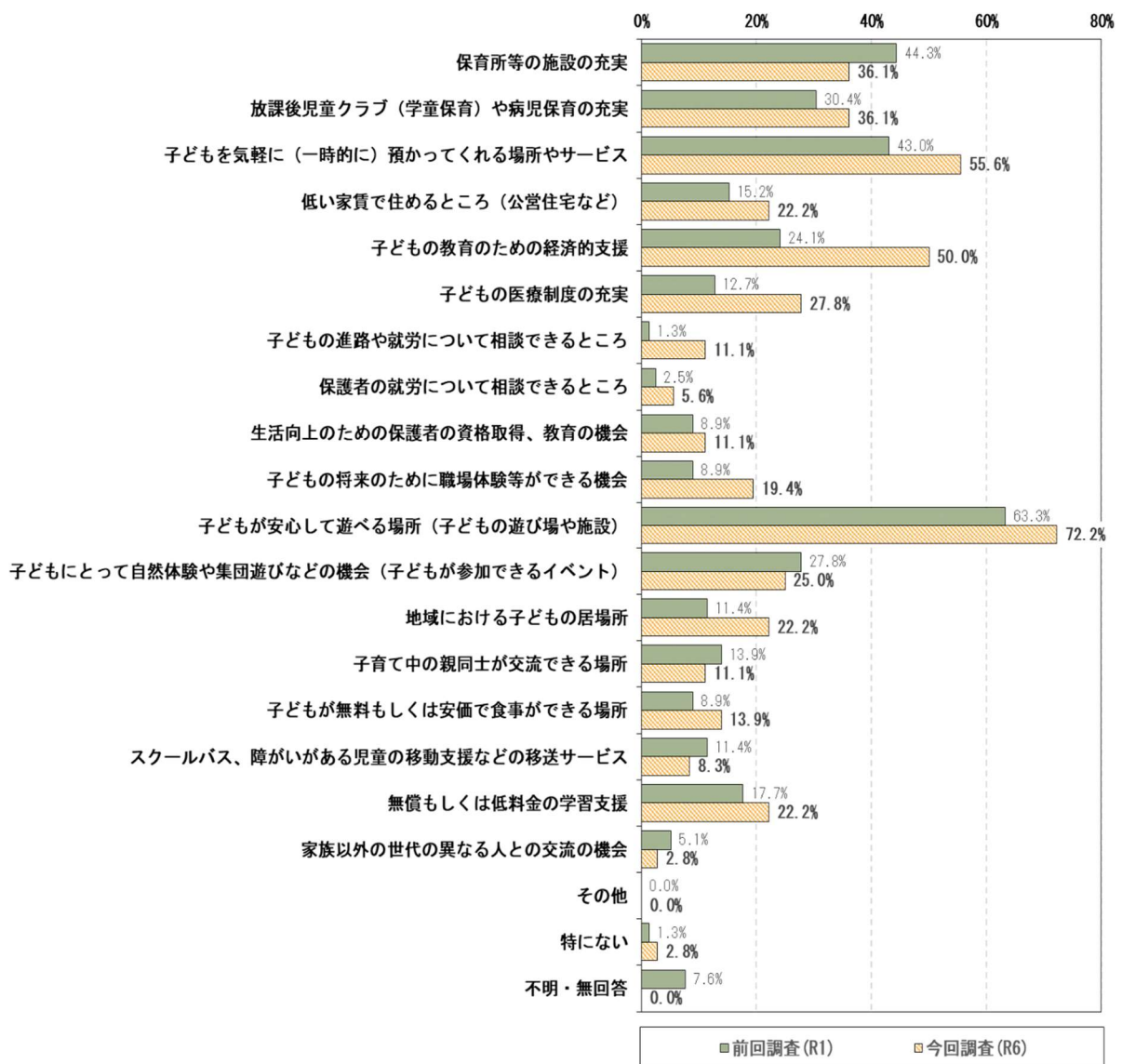


（８）充実を望む子育て支援

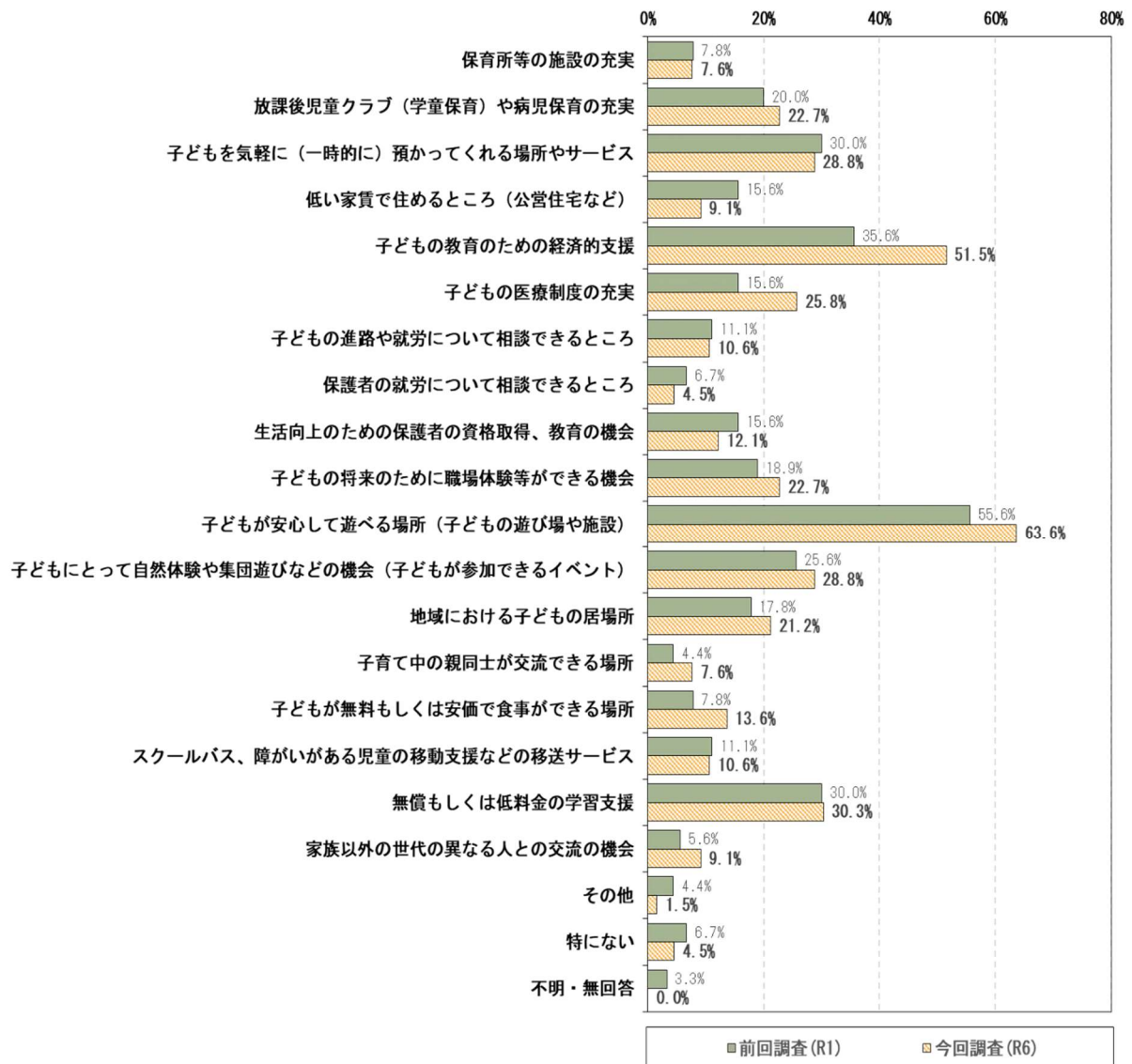
就学前児童調査、小学生児童調査ともに「子どもが安心して遊べる場所（子どもの遊び場や施設）」が１位となっています。

前回調査と比較すると、就学前児童調査、小学生児童調査ともに「子どもの教育のための経済的支援」の伸び率が最も高くなっています。（就学前児童は 25.9%増、小学生児童は 15.9%増）

【就学前児童調査】



【小学生児童調査】



3. 子どもと家庭を取り巻く状況の整理

① 教育・保育について

核家族化や共働き世帯の増加により、教育・保育へのニーズが高まっており、多様な子育て環境の整備が求められています。

本村のこども園では待機児童はおりませんが、今後も待機児童0人を維持できるよう、引き続き教育・保育の量を確保していくことが必要です。

また、安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで、ライフステージに応じた切れ目のない支援ができるよう、関係機関との連携を深め、更なる支援の充実を図ることが必要です。

② 支援を必要とする家庭への対応

障がいや発達に不安がある子どものいる家庭、育児不安や育児ストレスを抱える家庭、ひとり親家庭や経済的に困窮している家庭等、個別の家庭事情に応じた支援が必要となっています。

特に、近年深刻化している児童虐待や子どもの貧困の解消については、早期発見・早期支援が求められることから、行政のみでなく地域全体で見守りや支援をする体制の強化が必要です。

③ 安全・安心な子どもの居場所づくり

子どもや子どもと保護者が安心して過ごせることや、新たに本村で子育てをしたいと思い移住してくる家族が増えることは地域に活気をもたらします。また、ニーズ調査の結果、「子どもが安心して遊べる場所」の要望が高くなっています。

そのため、子どもと一緒に安心して過ごすことができる場の整備や環境改善、子育てにやさしい施設の普及といったことや、自然豊かな環境に恵まれている本村の強みを生かした子育てができる仕組みづくりが求められています。

第 3 章 計画の基本方向

1. 基本理念

育つ喜び 育てる喜び 自然と絆が育む 田野畑の子どもたち

田野畑村では、これまで第2期計画に基づいて子育て支援施策を展開してきました。第2期計画では、保育園や児童館、小学校や中学校が各一校体制となっていることや、本村の人口規模によって可能となる柔軟な体制のもと、子どもたちが豊かに成長し、いきいきと学べる環境となるように取り組みを進めてきました。

本計画においては、「自然豊かな田野畑村。そこに人の絆が重なり合いながら、地域ぐるみで子どもたちを育て、子どもたちが育ち合う。それが自らの地域への誇りやアイデンティティにもつながっていくように」との願いから、『育つ喜び 育てる喜び 自然と絆が育む 田野畑の子どもたち』を基本理念とします。

2. 基本的視点

本計画では、以下の3つの視点を基本に位置付け、基本理念を実現できるように計画を推進します。

① 一人ひとりの子どもを尊重する視点

村の宝である一人ひとりの子どもの権利を尊重し、村で育つことが楽しく、記憶に残る育ちが行われる体制づくりを、地域ぐるみで進めていきます。

② すべての子どもと家庭を支援する視点

経済力や家庭形態、子どもの年齢に関係なく、子育て家庭の不安や負担、子育てと仕事の両立の大変さや孤独感などを考慮した支援、子どもや保護者のライフステージに応じた切れ目のない支援をしていきます。

③ 地域全体で子ども・子育てを支援する視点

田野畑村は面積が広く、居住地区が点在している地域特性があるため、行政だけではなく、住民や各種団体、事業者等との協働が必要不可欠です。

近年の核家族化や地域コミュニティの希薄化などにより、近隣住民との関係性も弱まる中で、家族や親族だけでの子育ての不安や負担を軽減するため、これからの時代にあった子ども・子育て支援を地域全体で共有できるような体制づくりを進めていきます。

3. 基本目標

基本理念の実現をめざし、以下の基本目標を設定します。

基本目標 1 安心して子育てができる教育・保育サービスや支援の充実

- 核家族化や共働き世帯の増加により、低年齢時保育や、延長保育を必要とする家庭は増加しています。また、緊急時の一時預かりや、気軽に利用・相談できる親子の居場所づくりなどに関するニーズも多くなっています。
- 多様化する保育ニーズに対応するため、保育サービスの量的拡充を図るとともに、地域における子育て支援サービスを充実させることや、子育て支援に関わる人を養成することで保育サービスの充実を図ります。
- 安心して子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てに至るまで切れ目のない支援を充実することにより、保護者や乳幼児等の健康の確保及び増進を図ります。

基本目標 2 支援の必要な家庭を支える取り組みの充実

- すべての子どもの権利を守るため、個別の家庭事情を抱えている子どもたちへの適切な支援、児童虐待の防止に関する取組を十分に行うとともに、関係機関との連携を強化します。
- すべての子どもが平等に教育や活動の機会を得られるよう、経済的に困窮状態にある子育て家庭の早期発見に努め、各種支援につなげるための相談体制の充実を図ります。

基本目標 3 地域における子育て支援・環境の充実

- 安心して子育てができるよう、相談や情報提供体制を充実するとともに、親子が安心して利用できる「子どもの居場所づくり」の環境整備に努めます。
- 子育て家庭と地域の人々が自然に交流できる機会を創出することで、地域ぐるみで子育て家庭を見守る環境を整えます。また、現在の子育て支援について、村内事業者や地域住民が理解を深める場を提供し、協働して子育て支援ができる体制づくりを進めていきます。

基本目標 4 ワーク・ライフ・バランスの推進

- 子育てと仕事の両立を実現するための取り組みを住民や企業に対して推進するとともに、多様な働き方に柔軟に対応できる保育サービスの充実に努めます。

4. 施策の体系

基本理念
育つ喜び 育てる喜び 自然と絆が育む 田野畑の子どもたち



基本的視点	基本目標	施策の方向
①一人ひとりの子どもを尊重する視点 ②すべての子どもと家庭を支援する視点 ③地域全体で子ども・子育てを支援する視点	1. 安心して子育てができる教育・保育サービスや支援の充実	(1) 保育サービスの充実 (2) 子育てに関する相談・情報提供の充実 (3) 子どもや子育て家庭の保育・健康支援
	2. 支援の必要な家庭を支える取り組みの充実	(1) 児童虐待防止対策の充実 (2) ひとり親家庭への支援の充実 (3) 障がいや発達に心配のある子どもとその家庭への支援の充実 (4) 子どもの貧困の解消に向けた支援
	3. 地域における子育て支援・環境の充実	(1) 子育て支援のネットワークづくり (2) 児童の健全育成 (3) 子どもの安全への対策 (4) 子どもや子育て家庭の居場所づくり
	4. ワーク・ライフ・バランスの推進	(1) 多様な働き方の推進

第 4 章 施策の展開

基本目標 1 安心して子育てができる教育・保育サービスや支援の充実

(1) 保育サービスの充実

【方針】

保護者が安心して子育てできるよう、多様な保育ニーズに応じ、就労や緊急時の預かりにも対応できるような質の高いサービスの提供を行います。

●：第5章において、量の見込みと確保方策を設定している事業

No.	※	事業名	内 容	担当課等
1	●	一時預かり事業	保護者のやむを得ない事情等により、家庭において保育が一時的に困難になった場合に、子どもを一時的に預かる保育事業の充実を図ります。	こども園
2	●	通常保育事業	就労等の都合で、日中保育をすることができない家庭の子どもを預かり、保護者に代わって保育を行います。こども園での多様な保育サービスが提供できるよう、利用相談や保育士研修等の充実を図り、保育サービスの質の向上を図ります。	こども園
3	●	延長保育事業	就労等の都合で、保護者が通常の保育時間内に子どもを迎えに来られない場合に、延長保育を実施します。保護者の就労環境等に配慮し、延長保育の受け入れ拡充等、保護者のニーズに柔軟に対応していきます。	こども園
4		年度途中入園	保護者が育児休業を終えた場合や、転入による入園希望などに応じて、こども園で年度途中入園を受け入れます。今後も引き続き保護者の就労環境等に柔軟に対応できるよう、受け入れ体制を整備していきます。	こども園
5		乳児保育	8ヶ月児からの乳児保育の実施を継続するとともに、その充実を図ります。	こども園
6	●	病児保育事業	病気の回復期に至らないが、当面症状の急変が認められない子ども又は病気の回復期にある子どもを、病院・保育園に付設されたスペースなどにおいて、看護師が一時的に保育等を実施する事業ですが、実施については、広域市町村での連携を強化しニーズに応じて対応できるよう、体制整備を検討していきます。	健康福祉課
7		園庭開放	就学前の親子にこども園の園庭を開放し、遊び場や交流の機会を提供できる体制整備を進めます。	こども園
8		こども誰でも通園制度	令和8年度の事業実施に向けて、近隣自治体の取り組みを参考としながら体制整備を進めます。	健康福祉課 こども園

(2) 子育てに関する相談・情報提供の充実

【方針】

身近な場所での子どもや子育てに関する相談・支援に努めるとともに、各種情報提供の充実を図ります。

利用者のニーズの把握に努め、相談しやすい環境となるように取り組みます。

No.	※	事業名	内 容	担当課等
9	●	利用者支援事業	育児不安等に対する相談を、保健師・看護師等が電話・来所等により受け付け、情報提供や個別訪問などの必要な支援につなげます。	子育て世代包括支援センター
10		LINE相談事業	子育て世代包括支援センターの公式LINE運用により、時間を気にせず相談しやすい環境を整え、乳幼児健診の案内や子育て情報などの各種情報提供の充実を図ります。相談内容に応じて、個別訪問など必要な支援につなげます。	子育て世代包括支援センター
11		広報活動	こども園だより、保護者向けアプリ等で、施設の活動の状況や子育てに関する情報を広く周知します。 村広報誌において、子育て情報やこども園の行事等を掲載し、広く村民に周知します。	こども園健康福祉課総務課

(3) 子どもや子育て家庭の保育・健康支援

【方針】

保護者が安心して子どもを産み育て、子どもたちが健やかに成長できるように、保健・医療・福祉・教育などの関係各課が連携し、切れ目のない子育て支援を推進します。

各種健診等について周知啓発を行い、受診率や参加率の向上に努めます。

No.	※	事業名	内 容	担当課等
12	●	妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持増進を図るため、健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた検査を実施します。	健康福祉課
13		妊婦相談	随時相談を受け、情報提供や保健指導を行います。	健康福祉課
14	●	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。	健康福祉課
15		乳幼児相談	随時相談を受け、情報提供や保健指導を行います。	健康福祉課
16		乳幼児健診	3か月児～3歳児について、乳幼児健診を実施します。	健康福祉課
17		予防接種	適時適切な各種予防接種を推進します。	健康福祉課
18		歯科保健活動	乳幼児の個別歯科保健活動を行い、幼児・児童・生徒のう歯予防を行います。	健康福祉課 歯科診療所
19		言葉の相談	言葉の発達の遅れが心配される幼児に対して、専門員に相談できるよう連携を図ります。	教育委員会 こども園 健康福祉課
20		新生児聴覚検査費助成事業	新生児の聴覚に関する異常の早期発見及び早期療育を図るための費用を助成します。	健康福祉課
21		はぐくみ健診	5～6か月児を対象に保健指導と離乳食指導を行います。	健康福祉課
22		出生祝金の支給	誕生を祝福するとともに、次代を担う子どもの健やかな育成に資するため、出生祝金（エンゼル祝金）を支給します。	健康福祉課

基本目標 2 支援の必要な家庭を支える取り組みの充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

【方針】

児童虐待に関する周知啓発を行うとともに、各種健診など子育て支援を通じての虐待の早期発見に努めます。

田野畑村要保護児童対策地域協議会を中心として、関係機関の連携や情報収集及び共有を進めるとともに、児童虐待への対応をはじめ、要保護・要支援家庭に対し組織的に対応します。また、関係者の相談支援や連携などの質の向上を図ります。

No.	※	事業名	内 容	担当課等
23		民生委員児童委員協議会との連携	児童虐待の早期発見のために、民生委員児童委員協議会との連携を図ります。	健康福祉課
24		相談窓口の開設	児童の虐待に適切に対応するために、専門機関と連携して相談窓口を設置し、情報提供・周知を含めて拡充します。また、わかりやすい表現の仕方での広報や村のホームページ等で周知します。	健康福祉課
25		要保護児童対策地域協議会の開催	児童虐待防止と早期発見に努めること及び養育の悩みの解決支援を図るため、村内の保健・医療・福祉・教育などの関係機関で構成する連絡会議を開催し、児童虐待防止に関しての啓発と、具体的な事例検討や情報交換を行います。	健康福祉課
26		児童相談所との連携強化	要保護児童対策地域協議会の運営や、個別のケースについて指導助言を得て、情報共有を行います。	健康福祉課
27		学校、医療機関、警察も含めた連携強化	要保護児童対策地域協議会で児童虐待防止に関する啓発を行います。また、学校等が相談しやすい体制を図るとともに、児童虐待の事案が発生した場合は、子どもの安全を第一に考え、関係機関で連携し迅速に対応します。	健康福祉課 教育委員会 小学校 中学校 診療所
28		DV対策との連携強化	被害者の自立に向けた助言・指導を行うとともに、子どもへの支援にも十分配慮しながら対応していきます。	健康福祉課 住民生活課
29		乳幼児健診未受診者等に関する定期的な安全確認	電話や訪問等により保護者との接点を図ります。子育てについての悩みがある場合は保健師が相談を受け付け、内容によっては児童相談所などの専門機関へ紹介します。	健康福祉課
30	●	養育支援訪問事業	養育支援が必要であると判断した家庭を訪問し、養育に関する指導や助言等を行います。	健康福祉課

(2) ひとり親家庭への支援の充実

【方針】

ひとり親家庭の生活安定のため、社会的・経済的なきめ細やかな自立支援を実施します。
ひとり親家庭に対する相談体制の充実を図り、施策や取組についての情報提供を推進します。

No.	※	事業名	内 容	担当課等
31		ひとり親家庭等医療費助成事業	18 歳までの児童を扶養しているひとり親家庭等に対して、医療費の一部を助成します。	住民生活課
32		児童扶養手当支給事業	父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭（ひとり親家庭）の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給します。	住民生活課
33		相談体制の充実	関係機関と連携して相談体制を充実させ、必要な支援につなげます。	健康福祉課 住民生活課 教育委員会

(3) 障がいや発達に心配のある子どもとその家庭への支援の充実

【方針】

障がい特性により様々な支援が必要な子どもの発達を支え、地域で安心して生活できるように相談支援を行うとともに、必要に応じて関係機関や専門機関との情報共有や連携を図ります。

No.	※	事業名	内 容	担当課等
34		特別児童扶養手当支給事業	児童の生活や福祉の向上のために、精神や身体に障がいのある児童を育てている家庭に支給します。	住民生活課
35		療育相談事業の推進	発達の遅れの心配がある子どもや心身に障がいのある子どもの療育相談を行い、個別の発達支援に努めます。	健康福祉課
36		障がい児保育スタッフの育成	安心して障がい児を保育できるように保育スタッフの育成に努めます。	健康福祉課
37		障がい児保育の充実	健常児とともに集団保育が可能な障がい児の保育を、児童発達支援センターと連携しながら実施します。	こども園

(4) 子どもの貧困の解消に向けた支援

【方針】

すべての子どもが平等に教育や活動の機会を得られるよう、経済的負担の軽減を図るなど、子育て家庭の状況に応じた支援を行います。

No.	※	事業名	内 容	担当課等
38		こども園給食費の全額無償化	給食費の無償化を実施します。	健康福祉課
39		出生祝金の支給（再掲）	誕生を祝福するとともに、次代を担う子どもの健やかな育成に資するため、出生祝金（エンゼル祝金）を支給します。	健康福祉課
40		子ども医療費給付	0歳から18歳に達した年度の3月31日までの子どもの医療費を助成します。	住民生活課
41		不妊治療費助成	不妊治療を行っている夫婦の経済的負担の軽減を図るために、治療費の一部を助成します。	住民生活課
42		児童扶養手当支給事業（再掲）	父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭（ひとり親家庭）の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給します。	住民生活課
43		学校給食費の全額無償化	学校給食費の無償化を実施します。	教育委員会
44		要保護・準要保護児童生徒就学援助費	経済的理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対して、就学に必要な援助を行います。	教育委員会
45		祝金の支給	小学校入学、中学校入学、中学校卒業の際に、保護者に対して祝金を支給します。	教育委員会
46		相談体制の充実	関係機関と連携して相談体制を充実させ、必要な支援や情報提供を行います。 また、教育機関との連携によりヤングケアラーの早期発見に努めます。	健康福祉課 教育委員会 小学校 中学校 こども園

基本目標 3 地域における子育て支援・環境の充実

(1) 子育て支援のネットワークづくり

【方針】

地域において様々な人や団体の交流を通じて、子育てを支えるネットワークが充実するように、様々な活動を支援します。

No.	※	事業名	内 容	担当課等
47		大学等との交流・連携の推進	大学生が地域住民や小中学生と交流する機会を促進することによって、地域の活性化を図ります。	教育委員会 企画観光課
48		世代間交流事業	地域の高齢者とのふれあい事業、施設の高齢者との訪問交流等をおして、幼少期から世代間交流に親しめるように支援します。	健康福祉課 こども園
49		「架け橋期」カリキュラムの開発	5歳から小学1年生の2年間で「架け橋期」と位置づけ、関係機関で幼児教育と学校教育の指導及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について理解を深め、進んで学び、心豊かでたくましい子ども・ふるさとに愛着を抱き、人間性豊かな人材の育成に向けて、教育課程や指導計画等を具現化できるようカリキュラムの開発を進めます。	教育委員会 こども園 小学校 健康福祉課
50		こ小連携協議会の開催	田野畑の子ども達が、心身共に健やかに成長することを願い、幼児教育から学校教育へのスムーズな接続を図ることを目的として、幼児・児童の実態について交流や情報交換を行います。	教育委員会 こども園 小学校 健康福祉課
51		園庭開放（再掲）	就学前の親子にこども園の園庭を開放し、遊び場や交流の機会を提供できる体制整備を進めます。	こども園
52		こども食堂支援事業	地域の子どもの居場所づくりを促進するため、こども食堂を運営する団体に対して、事業に要する経費の一部を補助します。	健康福祉課
53		こどものバースデー宿泊券交付事業	3歳の誕生日を迎える子どもとその家族へ村内宿泊券を交付し、宿泊業者と連携して子育て家庭へリフレッシュの機会を提供します。	健康福祉課

(2) 児童の健全育成

【方針】

インターネットやSNSの普及によるコミュニケーションの変化、核家族化や共働き世帯の増加により児童が集団で過ごす機会等が減少している状況を踏まえ、少しでも多くの自然体験・交流体験を提供できるよう、活動の充実に努めます。

各種体験活動を通じて、地域への誇りや愛着を醸成します。

No.	※	事業名	内 容	担当課等
54		家庭教育学級	家庭のあり方を学習する機会を設けます。子どもの成長段階に応じた子育ての基本的な事項を学び、家庭教育の充実を図ります。	教育委員会 小学校 中学校
55		職業体験学習	職業体験学習の一環として、中学生がこども園をはじめ、村内の各種事業所で職業（産業）体験を行います。	中学校
56		交流事業の充実	友好都市の児童との交流や、郷土芸能を通じた地域住民との交流など、様々な分野での世代間交流の充実を図ります。	教育委員会 小学校 中学校

No.	※	事業名	内 容	担当課等
57	●	放課後児童健全育成事業	就労等の都合で、保護者が日中世話をすることができない家庭の小学生に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成に努めます。	放課後児童クラブ
58		教育振興の推進	地域の文化や産業等を生かした体験活動を充実させ、自然との触れ合いを通して郷土を愛する心情を育てよう努めます。 また、インターネットの普及や ICT 化により、児童が日常的に様々な情報に接する機会が増えたことから、児童の情報モラルを育成する取組の充実を図ります。	教育委員会 小学校 中学校
59		相談体制の充実	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、児童が悩みを相談しやすい体制を整え、関係機関と連携して相談内容の適切な支援に努めます。	教育委員会 小学校 中学校 健康福祉課

(3) 子どもの安全への対策

【方針】

公園等の公共施設・設備について、子育て家庭をはじめ、すべての人が安心して利用できる環境となるよう努めます。

すべての子どもたちが事故や犯罪等の被害に遭わないよう、安心して生活できるまちづくりを推進し、地域における防犯意識の高揚や、事故及び犯罪の未然防止に努めます。

No.	※	事業名	内 容	担当課等
60		公園や公共施設の整備	子どもが安全に遊具等を利用できるよう定期的な点検整備及び環境整備に努めます。	健康福祉課 地域整備課
61		道路点検、交通安全の推進	危険箇所等を関係機関と合同で点検し、問題点を洗い出しながら子どもの安全を確保します。 また、村内で交通安全の啓発活動を行い、交通事故防止の徹底に努めます。	地域整備課 教育委員会 小学校 中学校 総務課
62		防犯教育等の実施	こども園で防犯教室及び不審者への対応訓練を実施し、危険な事態に対処するための一連の教育を実施します。また、小中学校、警察、教育機関で学校警察連絡協議会を組織し、児童生徒の非行防止と健全育成に努めます。	こども園 教育委員会 小学校 中学校 総務課
63		防災教育の推進	教育・保育施設において、様々な災害を想定した避難訓練を実施し、災害発生に備えます。 復興教育を柱とした防災教育を実施し、災害時に主体的に判断・行動できる力の育成に努めます。	こども園 小学校 中学校 総務課

(4) 子どもや子育て家庭の居場所づくり

【方針】

子どもが安心して遊べる場所の要望が高いことから、公園等の公共施設・設備の環境改善に努めます。また、雨など悪天候の場合でも、気軽に利用できる場所の提供を検討していきます。

No.	※	事業名	内 容	担当課等
64		園庭開放(再掲)	就学前の親子にこども園の園庭を開放し、遊び場や交流の機会を提供できる体制整備を進めます。	こども園

No.	※	事業名	内 容	担当課等
65		こども食堂支援事業（再掲）	地域の子供の居場所づくりを促進するため、こども食堂を運営する団体に対して、事業に要する経費の一部を補助します。	健康福祉課
66		遊び場の整備	身近な場所で安心して遊ぶことのできる場の整備を推進するとともに、地域資源を有効活用した、子どもたちが集える遊び場の確保に努めます。	健康福祉課 企画観光課 地域整備課

基本目標４ ワーク・ライフ・バランスの推進

（１）多様な働き方の推進

【方針】

多様な価値観やライフスタイルに合わせて柔軟な働き方が選択できる環境が整備されるよう、ワーク・ライフ・バランスの重要性や育児休業制度等の理解促進のための広報・啓発に努めます。また、仕事と子育ての両立支援に努めます。

No.	※	事業名	内 容	担当課等
67		働き方に関する啓発推進	育児休業制度や介護休暇制度について広報誌等で広く周知し、多様な働き方についての理解促進を図ります。	企画観光課
68		男女共同参画の推進	男女が対等な立場で、あらゆる分野の活動に参加できる社会の実現に向けて、啓発活動を実施します。	企画観光課
69		父親の育児参加の促進	各種イベントや講座への父親の参加を促進し、父親の家事・育児への積極的参画の意識醸成を図ります。	こども園 健康福祉課 教育委員会
70	●	延長保育事業（再掲）	就労等の都合で、保護者が通常の保育時間内に子どもを迎えに來られない場合に、通常の保育時間を超えて保育を実施します。 保護者の就労環境等に配慮し、延長保育の受け入れ拡充等、保護者のニーズに柔軟に対応していきます。	こども園
71	●	放課後児童健全育成事業（再掲）	就労等の都合で、保護者が日中世話をすることができない家庭の小学生に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成に努めます。	放課後児童クラブ

第5章 教育・保育等の量の見込みと確保方策

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号において、教育・保育提供区域とは「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」とされています。

自治体は、この教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに需要の指標となる「量の見込み」と供給の指標となる「確保方策」のバランスを見て、教育・保育施設や地域の子育て支援等を計画的に整備、推進することになります。

本村は1こども園、1小学校、1中学校体制となっていることから、村全域（1区域）で教育・保育の量の見込みを定めました。

2. 教育・保育の量の見込みと確保方策

（1）保育の必要性の認定

計画期間における「教育・保育の量の見込み」は、計画策定に係るニーズ調査結果を活用し、下表の認定区分別に定めます。2号認定、3号認定は、保護者の就労または疾病、その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である者を対象条件として実施しています。

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設・事業
1号認定	満3歳以上の教育を希望する就学前の子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の教育・保育を必要とする就学前の子ども	保育園 幼稚園 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育を必要とする就学前の子ども	保育園 認定こども園 地域型保育事業

（2）利用できる施設・事業

村内には認定こども園が1か所あり、仕事など保護者の都合で、昼間世話をすることができない家庭の子どもや、3歳以上児で保育を必要としない子どもについて、利用できます。

【量の見込みと確保方策】

年度 (令和)	認定区分		① 量の見込み	②確保方策		②-①
				特定教育・保育施設 (認定こども園)	地域型保育事業 (小規模保育、 家庭的保育等)	
6 年度	1号		8	(実績) 2		
	2号		42	(実績) 33		
	3号	1・2歳	22	(実績) 11		
		0歳	13	(実績) 5		
7 年度	1号		2	10		8
	2号		28	28		0
	3号	0歳	4	4		0
		1歳	11	11		0
		2歳	7	7		0
8 年度	1号		1	10		9
	2号		24	28		4
	3号	0歳	6	6		0
		1歳	2	6		4
		2歳	10	10		0
9 年度	1号		1	10		9
	2号		25	28		3
	3号	0歳	5	6		1
		1歳	6	8		2
		2歳	2	8		6
10 年度	1号		1	10		9
	2号		19	28		9
	3号	0歳	5	6		1
		1歳	5	8		3
		2歳	6	8		2
11 年度	1号		1	10		9
	2号		19	28		9
	3号	0歳	5	6		1
		1歳	5	8		3
		2歳	5	8		3

【対策】

待機児童0人の維持を目指し、村内の就学前児童の受け入れを行っていきます。また、年度途中入所についても、保護者のニーズに応じて適切に対応します。

子どもの人数を鑑み、施設の適正な規模について検討します。

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

各年度における地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定め、実施しようとする事業の提供体制の確保方策及びその実施時期を定めました。

①延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労状況等により通常の保育時間を延長して保育を実施する事業です。

たのはたこども園では、18時30分から19時30分まで実施しています。

【第2期計画の実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0人	0人	0人	0人	0人
②確保方策	10人	10人	10人	10人	10人
実績	1人	6人	5人	9人	5人

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	6人	5人	5人	4人	4人
②確保方策	10人	10人	10人	10人	10人

【対策】

現在の提供体制を維持し、延長保育が必要になる全ての家庭に対応できるようにします。

②放課後児童健全育成事業

保護者が就労等で昼間不在となる家庭の小学生児童に対し、授業終了後の適切な遊び及び生活の場を用意し、健全な育成を図ることを目的として実施する事業です。

【第2期計画の実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	35人	35人	32人	37人	37人
②確保方策	40人	40人	40人	40人	40人
実績	37人	41人	41人	36人	35人

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	40人	38人	36人	37人	30人
②確保方策	40人	40人	40人	40人	40人

【対策】

現在の提供体制を維持し、計画年度内の見込み分を確保します。

今後、共働き世帯の増加によりニーズが拡大する可能性もあることから、量的な確保について随時検討します。

③子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業です。

【第2期計画の実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0人	0人	0人	0人	0人
②確保方策	0人	0人	0人	0人	0人
実績	0人	0人	0人	0人	0人

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0人	0人	0人	0人	0人
②確保方策	0人	0人	0人	0人	0人

【対策】

本事業については広域で調整し、事業の必要がある場合は適切に対応します。

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【第2期計画の実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	10人	10人	8人	8人	8人
②確保方策	実施体制：村保健師による訪問				
実績（実人数）	15人	8人	8人	14人	5人

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3人	6人	6人	6人	6人
②確保方策	実施体制：村保健師による訪問				

【対策】

現在の提供体制を維持するとともに、実施率100%をめざし、母子健康手帳交付時に情報提供するなど、保護者が受け入れやすい体制を整えます。

⑤養育支援訪問事業

養育支援が必要であると判断した家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導や助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【第2期計画の実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2人	2人	2人	2人	2人
②確保方策	実施体制：村保健師による訪問				
実績（実人数）	9人	3人	3人	2人	3人

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	8人	8人	8人	8人	8人
②確保方策	実施体制：村保健師による訪問				

【対策】

現在の提供体制を維持するとともに、必要に応じて関係機関との連携を図り、適切な支援を行います。

⑥地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【第2期計画の実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,000人回	1,900人回	1,900人回	1,800人回	1,800人回
②確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
実績	852人回	393人回	0人回	0人回	0人回

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	37人回	36人回	25人回	32人回	26人回
②確保方策	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

【対策】

地域子育て支援センターは、利用者の減少により令和3年度をもって運営を終了しましたが、量の見込みは少ないながらも利用ニーズはあることから、今後は代替事業の実施について検討していきます。

⑦一時預かり事業

家庭において育児が一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園・保育所等で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

【第2期計画の実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	20 人日	50 人日	50 人日	70 人日	70 人日
②確保方策	20 人日	100 人日	100 人日	100 人日	100 人日
実績	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	243 人日	224 人日	170 人日	215 人日	170 人日
②確保方策	50 人日	100 人日	100 人日	100 人日	100 人日

【対策】

本事業については実施体制が確保できず休止していますが、事業再開に向けた体制整備に努めます。

⑧病児保育事業

病気の回復期に至らないが、当面症状の急変が認められない児童又は病気の回復期にある児童を、病院・保育所に付設されたスペースなどにおいて、保育及び看護ケアを実施する事業です。

【第2期計画の実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	225 人日	235 人日	245 人日	243 人日	246 人日
②確保方策	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
実績	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	146 人日	127 人日	118 人日	107 人日	100 人日
②確保方策	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

【対策】

本事業については、広域的な体制整備に向けて働きかけを行います。

⑨子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【第2期計画の実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②確保方策	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
実績	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②確保方策	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【対策】

本事業については他の事業で代替可能なため取り組む予定はありません。

⑩妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【第2期計画の実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	20人	20人	18人	18人	18人
②確保方策	実施場所：県内の医療機関 実施体制：事業委託 実施時期：通年				
実績	18人	10人	11人	10人	5人

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10人	15人	15人	15人	15人
②確保方策	実施場所：県内の医療機関 実施体制：事業委託 実施時期：通年				

【対策】

現在の提供体制及び健診の公費助成を継続するとともに、健診の受診勧奨も必要に応じて行います。

⑪利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

【第2期計画の実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
②確保方策	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
実績	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
②確保方策	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

【対策】

令和4年度より子育て世代包括支援センターを開設していますが、更なる支援の充実を図るため、こども家庭センター（全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関）の設置に努めます。

⑫子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家事、子育てなどの支援を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	25 人日	25 人日	25 人日	25 人日	25 人日
②確保方策	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

【対策】

本事業については、広域的な体制整備に向けて働きかけを行います。

⑬児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなど、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3人	3人	3人	3人	3人
②確保方策	0人	0人	0人	0人	0人

【対策】

本事業については、広域的な体制整備に向けて働きかけを行います。

⑭親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3人	3人	3人	3人	3人
②確保方策	0人	0人	0人	0人	0人

【対策】

本事業については、広域的な体制整備に向けて働きかけを行います。

⑮妊婦等包括相談支援事業

令和6年子ども・子育て支援法改正により創設され、面談等により妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (妊娠届出数×1組あたり面談回数)	30回 (10×3回)	45回 (15×3回)	45回 (15×3回)	45回 (15×3回)	45回 (15×3回)
②確保方策	30回	45回	45回	45回	45回

【対策】

量の見込みについては、現行の体制での確保に努めます。

⑯乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

令和6年子ども・子育て支援法改正により創設され、保育所等に通っていない満3歳未満の子どもに適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談や、子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	① 量の見込み		5人日	4人日	4人日	3人日
	② 確保方策		4人日	4人日	5人日	5人日
1歳児	① 量の見込み		2人日	2人日	2人日	2人日
	② 確保方策		2人日	2人日	4人日	4人日
2歳児	① 量の見込み		2人日	2人日	2人日	2人日
	② 確保方策		2人日	2人日	4人日	4人日

【対策】

本村では、令和8年度より事業実施予定です。

⑰産後ケア事業

令和 6 年子ども・子育て支援法改正により創設され、産後の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児のサポート等の支援を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
②確保方策	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

【対策】

本事業については、広域的な体制整備に向けて働きかけを行います。

4. 子ども子育て支援給付に係る教育・保育の一体的な提供及び推進体制の確保

子ども・子育て支援施策は、国や県の給付制度に基づいて実施を行うものや、連携が必要となる事業もあることから、国や県、近隣自治体と連携のもと、計画の推進を図ります。

また、教育と保育の一体的提供及びその推進に向け、従来の取り組みを拡充しながら、関係機関との更なる連携強化を図ります。

5. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供や相談支援を行います。

特に、0歳児の子どもの保護者が、保育園等への入所時期などを考慮して育児休業の取得をためらったりすることのないよう、育児休業期間中の教育・保育施設、地域型保育事業の利用について、希望に沿った利用ができるように環境整備に努めます。

6. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実等について、県が行う施策との連携に努めます。

7. 仕事と子育ての両立に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための雇用環境整備について、田野畑村の実情に応じて取り組みを進めます。

8. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

施設等利用給付の実施について、保護者の経済的負担の軽減や利便性に配慮し、円滑に利用できるよう公正かつ適正な支給に努めます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、県との連携や情報共有を図りながら、適切に取り組みます。

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、村内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、こども園などの子ども・子育て支援事業者、学校、企業、住民と連携して、子育て支援を推進します。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応するとともに、新たな課題についても積極的に取り組みます。

さらに、地域で支え助け合える地域社会を実現させていくためには、行政の取組だけでは不十分であり、住民との協働が不可欠となります。そのため、本計画では、本村をはじめとする各主体が担う主な役割を以下のとおりとします。

田野畑村

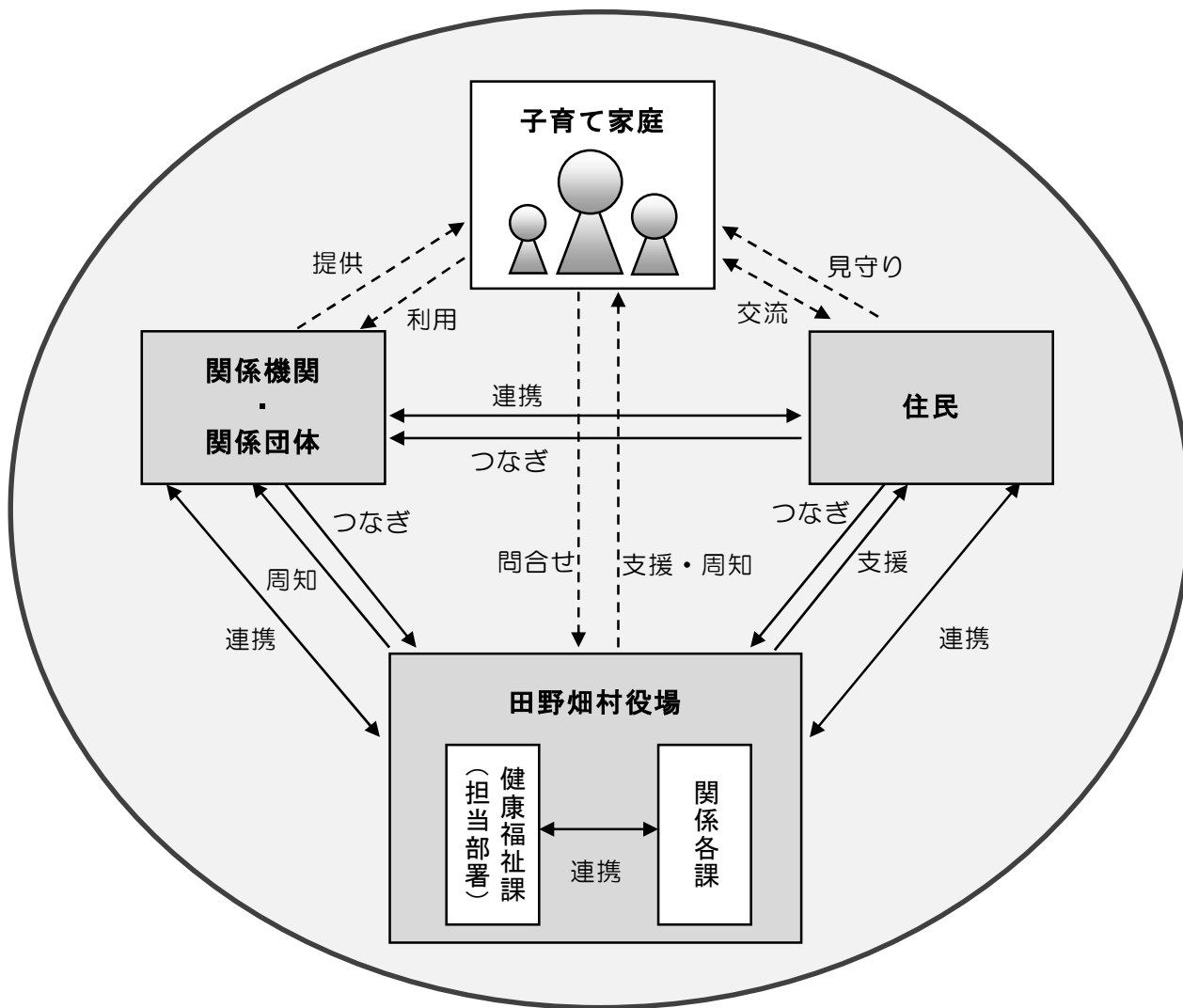
本計画は、子育て、教育、福祉、保健、男女共同参画など広範な分野にわたるため、庁内関係各課との連携を強化し、効果的・効率的な施策の展開を図るとともに、行政内部で横断的に子ども・子育て支援にかかわる問題や課題を解決できるように取り組むことが期待されます。また、関係機関や団体、住民等が連携できるよう支援を行い、地域全体で子育てする環境を整えていくことが期待されます。

関係機関・団体

地域全体で子育てを支援し、子育て家庭が地域から孤立しないよう見守り、必要に応じて子育て家庭を行政や関係機関につなぐなど地域における子育て支援の推進を図っていくことが期待されています。そのため、各種関係機関・団体同士での交流や連携を図り、子育て環境の充実した地域社会づくりが期待されます。

住民

一人一人が自らの地域を知り、自ら考え、地域で起こっているさまざまな問題を地域において解決していくための方策を話し合い、地域での子育て支援の担い手として、地域活動やボランティア等の社会活動に積極的に参加することが期待されます。



2. 計画の進捗管理

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価を行い、田野畑村子ども・子育て会議において報告します

また、計画に定めた量の見込みが実績値と乖離している場合など、必要に応じた計画の見直しを行います。

第3期田野畑村子ども・子育て支援事業計画

発行：田野畑村 健康福祉課

〒028-8407 岩手県下閉伊郡田野畑村田野畑 120-3

Tel:0194-33-3102 Fax:0194-33-3171
